

第6次柳津町振興計画

2021 ▶ 2030

(令和3年)

(令和12年)

みらい創生。
ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち

令和3年3月

福島県柳津町



ごあいさつ

「みらい創生。 ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」



を目指して

私たちの柳津町は、日本三虚空藏のひとつとされる「福満虚空藏菩薩圓藏寺」を中心に「信仰の里」として栄えてきた歴史ある町です。全国的に有名な「赤べこ」は約400年前に圓藏寺建て替えるのとき、難工事を手伝ってくれたという伝説があり、「赤べこ伝説発祥の地」と言われています。

近年わが国では、地球規模での気候変動のほか、急速に進む少子高齢化や人口減少社会の到来、経済のグローバル化、情報通信技術の発達など、様々な課題への対応が求められています。

柳津町におきましても、人口減少等の課題を克服し、令和の時代においても、将来にわたって暮らしやすい持続可能なまちづくりに取り組み、これらの課題に的確に対応することが求められています。

このような中、令和3年度から令和12年度までの10年間のまちの指針を定めた「第6次柳津町振興計画」を策定いたしました。

今回の振興計画では、時代の変化をくみ取り、これまで以上にまちづくりに関わる町民の方を巻き込み、お互いに助けあいながら町民全員が希望の持てるような環境づくりを目指し、「みらい創生。 ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」を、まちづくりの将来像として定めました。

柳津町が抱えている諸問題を解決するべく計画に沿った施策を展開し、目指す姿の実現を図ってまいりたいと思いますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様はじめ、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました振興計画審議会委員の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

柳津町長 小林 功

第6次柳津町振興計画 目次

第1章 序論（計画の策定にあたって）

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の構成と期間	3
4. 町勢の概要	4
5. 本町を取り巻く状況	11
6. 人口の展望	15

第2章 基本構想

1. まちづくりの基本方針	17
2. 将来像を実現させるための5つの基本目標と事業分野	18
3. 5つの基本目標	19

第3章 前期基本計画

前期基本計画の概要	23
基本目標1 豊かな心を育むまちづくり	24
①学校教育の充実	25
②生涯学習の推進	28
③生涯スポーツとレクリエーションの推進	30
④地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興	32
基本目標2 健康で安心して暮らせるまちづくり	34
⑤子育て支援の充実	35
⑥健康づくりの推進	37
⑦高齢者及び障がい者福祉の充実	39
⑧地域医療体制の充実	41
⑨交通安全・防犯対策の強化	43
⑩火災・災害対策の強化	45
基本目標3 活力ある産業と賑わいと交流のあるまちづくり	48
⑪農林業の振興	49
⑫観光の振興	51
⑬商工業の振興	53
⑭移住・定住・交流の推進	55

基本目標 4 快適でうつくしいまちづくり	57
⑮道路網の充実	58
⑯廃棄物適正処理の推進と環境保全	60
⑰景観の保全と形成	62
⑱上水道・下水道の充実	64
⑲公共交通の充実	66
⑳再生可能エネルギーの推進	68
㉑デジタル化の推進	70

基本目標 5 協働による健全で開かれたまちづくり	72
㉒地域コミュニティの維持・活性化	73
㉓広報・広聴活動の推進	75
㉔財政健全化の推進	77
㉕効果的・効率的な行政運営の推進	79

第4章 第2期総合戦略

1. 基本的な考え方	82
2. 柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	84
3. 柳津町まち・ひと・しごと総合戦略の効果検証の仕組み	85
4. 柳津町まち・ひと・しごと総合戦略の体系	86
5. 総合戦略の4つの基本目標と具体的な施策	88
基本目標 1 安心してはたらけるしごとと環境をつくる	88
基本目標 2 柳津町への新しい人の流れをつくる	91
基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	95
基本目標 4 安心して暮らせる魅力的な地域をつくる	98

資料編

1. 柳津町振興計画審議会条例	106
2. 柳津町振興計画審議会委員名簿	108
3. 諮問書	109
4. 答申書	110
5. 策定経過	111

第 1 章 序論

序論（計画の策定にあたって）

1. 計画策定の趣旨

本町はこれまでに 5 次にわたり計画を策定し、これらの計画に基づき産業の振興などの諸施策に取り組んできたところであり、町道・農林道等の生活道路の整備、路線バス・除雪機械の整備、水道未普及地域の解消、公共下水道施設等の整備、消防施設の整備、地区集会所の整備など、特に生活に密着した地域の活性化に直結する事業を重点的に実施してきました。

しかし、都市部との生活水準・利便性の格差、雇用水準の低迷などにより、若年層の人口流出による過疎化が進み、全国的な少子高齢化の流れと相まって、地域社会・地域経済・生活環境に深刻な変化をもたらしてきたところです。

すでに人口減少・超高齢社会の本格的な到来は始まっており、地球温暖化、世界的な食料・資源・エネルギー需給のひっ迫等、これまで私たちが経験したことのないような課題に直面することが予測されております。

このような大きな時代の潮流の中で、私たちがその変化に的確に対応するためには、町民と行政が一体となり広域的な連携を図って、本町に住んでいる一人ひとりが安心、安全に豊かな日々を過ごせるような町づくりを進めていかなければなりません。

こうした状況を踏まえつつ、町の魅力や特徴を最大限に生かし、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、新たな時代に対応した今後の町政運営の基本方針となる「第 6 次柳津町振興計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

新たに策定する振興計画は、本町の将来を長年に渡り見通し、本町のあるべき姿を明らかにするとともに、行政運営を行ううえで基本的な指針となるもので、これまで同様、本町の最上位計画として位置付けます。

また、「第 2 期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に整備します。

3. 計画の構成と期間

第6次振興計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

(1) 「基本構想」 計画期間：10年間（令和3年度～令和12年度）

まちづくりの理念や将来像とそれらを実現するための基本目標及び基本施策等を示すものです。

(2) 「基本計画」 計画期間：5年間

基本構想に定めた目標や将来像を実現するために必要な手段や施策の方針や主要事業などを示すもので、5年間で見直しを行います。

(3) 「実施計画」 計画期間：3年間

基本計画に記載された施策に対応した具体的な事務事業の時期や具体的な方策を示すもので、3年間の計画を毎年度見直すローリング方式とします。

<計画の期間>

2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
基本構想									
基本計画(前期)					基本計画(後期)				
実施計画					実施計画				
	実施計画					実施計画			
		実施計画					実施計画		

4. 町勢の概要

(1) 位置・地勢・気候

本町は福島県の西部に位置し、東は会津美里町に、西は西会津町と三島町・金山町に、南は昭和村に、北は会津坂下町に接しており、面積は 175.82K m²です。

地勢は、越後山脈の東に位置し、標高は 1,482m（博士山）から最低 190m（只見川）であり、標高 500m以上の地域の面積が 52%を占める山地地形の町です。

気候は日本海岸式気候であり、町の全域が特別豪雪地帯に指定されています。



(2) 交通

国道 3 路線、主要地方道 3 路線、一般県道 6 路線、町道 458 路線が一体となった交通ネットワークを形成しています。特に本町を横断している国道 252 号線、縦断している主要地方道、柳津昭和線、会津高田柳津線及び会津若松三島線については隣接町村とを結ぶ幹線道路となっています。

また、町中心部より車で 5 分程度のところに磐越自動車道会津坂下インターチェンジがあり、広域圏内へのアクセスが向上しております。

鉄道は、会津若松市と新潟県魚沼市（小出）を結ぶ J R 只見線が走っており、バスは本町と会津坂下町を結ぶ生活交通路線が運行しており、ともに通院・通学等に不可欠な公共交通機関となっています。

※ J R 只見線については、平成 23 年（2011 年）の 7 月の新潟・福島豪雨により会津川口ー只見間 (27.6 k m) が現在も一部不通となっておりますが、令和 4 年度 (2022 年度) 中の復旧を目指して工事を進めています。

（３）歴史

①地名の由来

只見川の河岸は明治時代までは柳の大木が繁茂しており、大同の頃（約 1200 年前）、南岩坂（今の柳津）の河岸に三本の大柳があり、船やいかだの発着所であったので柳津の地名が起こったと言われています。

宮城県の「柳津」、岐阜県の「柳津」、そして本町の「柳津」も共に、川に添って水運の便があり、発音はいずれも「やないづ」であることから、「梁場」の語源に関係があるといわれています。

②沿革

本町の沿革は、明治 22 年（1889 年）に町村制施行に伴い河沼郡柳津村、大柳村、細八村が合併して柳津村が発足しました。大正 10 年（1921 年）には河沼郡倉戸村、飯谷村が合併して柳津村を新設しました。昭和 17 年（1942 年）には町制施行し柳津町となりました。そして、昭和 30 年（1955 年）大沼郡西山村と合併して柳津町となり現在に至っています。

（４）町の特徴

①緑あふれる自然環境

本町は標高 1,482m の博士山をはじめとして、町全体を深い緑で包まれ、澄んだ空と水、四季折々の美しい自然に恵まれており、未来に残すべき美しい自然景観を有しています。

また、只見柳津県立自然公園に指定されており、悠々と流れる只見川をはじめとした豊かな自然の中で動植物が生き生きと生息しています。現在、この県立自然公園を、福島、新潟両県にまたがる越後三山只見国定公園に編入させる手続きを進めている所であり、令和 3 年度（2021 年度）中の編入を目指しています。

②貴重な地域資源が豊富

本町の中心街に「柳津温泉」があり、信仰の祈りと共に人々が集まった門前町の面影を現代に残し、道沿いの店舗からは名物のあわまんじゅうを蒸す蒸気が立ち、温泉情緒豊かな町並みであります。

また、中心街から 10 km ほど離れた所に「西山温泉」があり、滝谷川沿いの山懷に開け、豊かな自然に囲まれ、歴史ある源泉を守り今に伝えるやすらぎの秘湯として知られています。

③魅力ある観光資源が豊富

本町は日本三大虚空蔵尊の一つ福満虚空蔵菩薩圓藏寺を中心として栄えてきた「信仰の里」であり、参拝する人々の姿は古来より絶えることはありません。ここを拠点に道の駅に隣接する「やないづ町立斎藤清美術館」、「柳津町観光物産館“清柳苑”」、「ほっと i n やないづ“湯足里”」といった観光施設が整備され、毎年多くの観光客で賑わいを見せています。特に、町立斎藤清美術館については、著名な世界的版画家である斎藤清画伯の作品を常時展示しており、「会津の冬」シリーズをはじめとした多くの作品が人々を魅了しています。

④環境にやさしい自然エネルギー

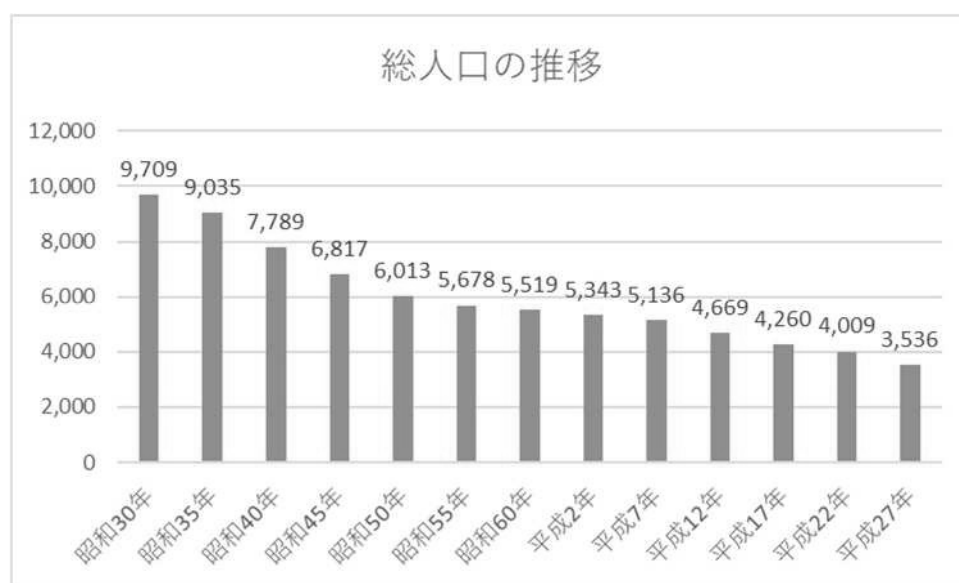
本町には平成7年（1995年）より運転開始した「柳津西山地熱発電所」があります。本施設の発電量は毎時30,000 kw（一般家庭約5万世帯分）であり、自然エネルギーが脚光を浴びる中、注目をされています。

さらに、認可最大出力445 kwの滝谷川発電所と、75,000 kwの柳津発電所の二つの水力発電所があります。

（５）人口と世帯

①総人口の推移

本町の人口は、昭和 30 年（1955 年）の 9,709 人から減少傾向が続いています。平成 27 年（2015 年）の人口は、3,536 人となり、昭和 30 年（1955 年）の 1/3 にまで減少しています。



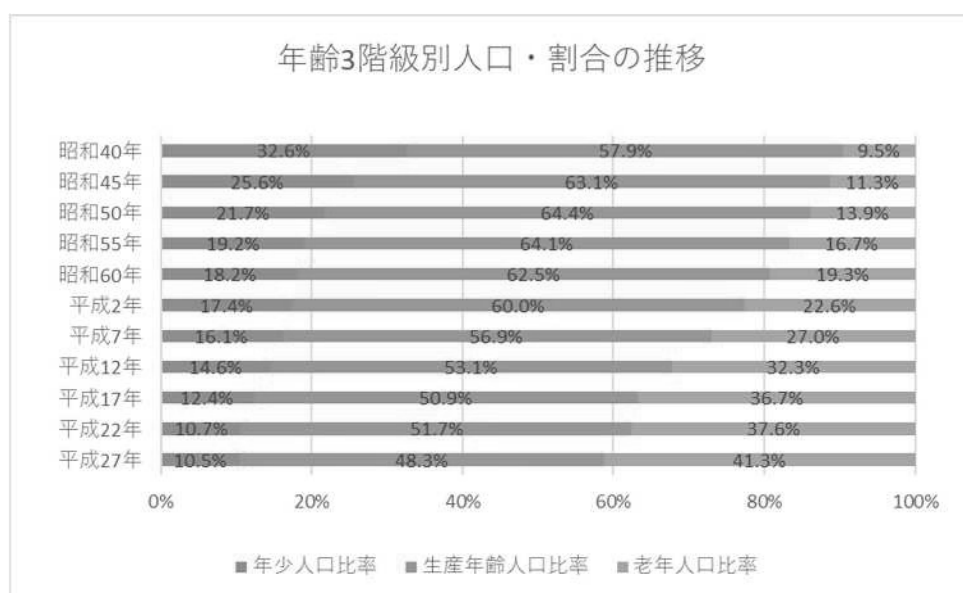
②世帯数と世帯人員の推移

世帯数は、人口の減少と比例して減少しています。1 世帯当たりの世帯人員は、昭和 30 年（1955 年）には 6.34 人/世帯であったものが、平成 27 年（2015 年）では 2.94 人/世帯となっています。核家族化や高齢者夫婦のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯の増加などにより世帯家族規模の縮小化が進んでいる傾向がみられます。



③年齢3階級別人口・割合の推移

本町の年齢3階層別人口・割合の推移をみると、0～14歳の年少人口は昭和40年（1965年）と比較すると平成27年（2015年）では1/3以下に減少し10.5%となっている一方で、65歳以上の老年人口は、昭和40年（1965年）と比較すると、平成27年（2015年）では約4倍となっています。15～64歳までの生産年齢人口は、50～60%程度で推移していましたが、年少人口の減少や団塊世代の高齢化を背景に、平成27年（2015年）には48.3%となっています。



（６）産業構造

①就業人口総数推移

本町の就業者数は、昭和 45 年（1970 年）以降、減少し続けており、平成 22 年（2010 年）には 1,901 人と昭和 45 年（1970 年）の約半分まで減少しています。



②産業者別就業者比率の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、第 1 次産業は減少傾向が続いており、平成 22 年（2010 年）には昭和 40 年（1965 年）の 1/3 ほどの 20.7%となっています。第 2 次産業は平成 2 年（1990 年）までは増加傾向でしたが、以降は減少傾向が続いており、平成 22 年（2010 年）には 29.2%となっています。第 3 次産業は、増加傾向が続いており平成 22 年（2010 年）には 50.1%となっています。

また、本町は、県全体並びに県内過疎地域に比べ、第 1 次産業の割合が高いことが特徴です。

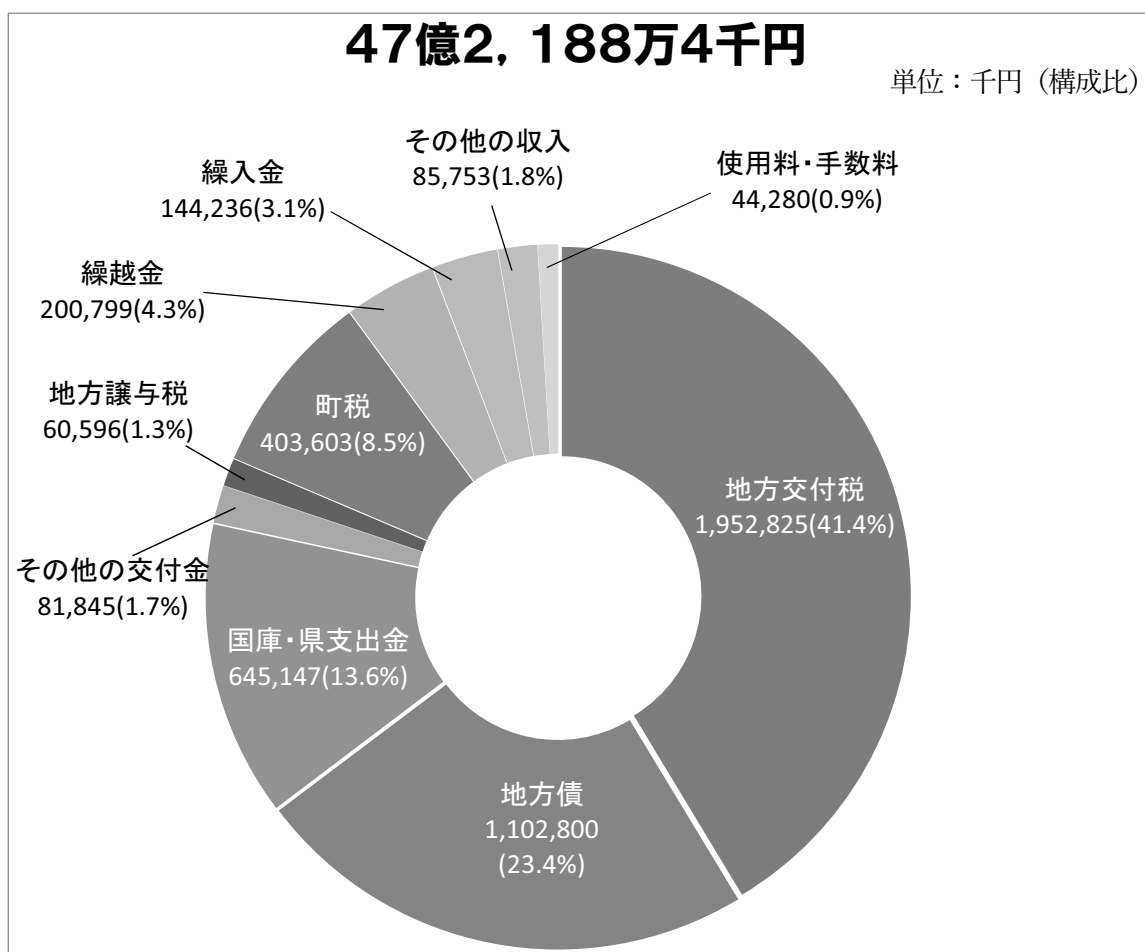


（７）財政状況

本町の財政状況については、自主財源比率は２割程度で残り８割は地方交付税、国庫支出金及び地方債等によって賄われており、非常に脆弱な財政状態が続いています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は81.2%（令和元年度）であり、年々上昇傾向にあります。

人口減少等の影響により町税等の増収は見込めない中、高齢化社会の進行による扶助費をはじめとする社会保障費の増大、老朽化した施設等の更新などの費用は今後も増加が予想されるなど、依然として厳しい財政状況にあるといえます。

【令和元年度決算状況（歳入）】



【財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
財政力指数	0.17	0.17	0.18	0.18	0.18	0.18	0.19
経常収支比率（%）	73.8	77.2	77.3	78.5	79.9	80.0	81.2
実質公債費比率（%）	6.7	5.0	4.3	3.9	4.0	4.3	4.5

5. 本町を取り巻く状況

(1) 時代の潮流

①人口減少と高齢化の急速な進行

日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）の約 1 億 2,809 万人をピークに減少に転じ、人口減少時代に突入しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、令和 22 年（2040 年）年までに日本の総人口は 1,500 万人近く減少し、1 億 1,000 万人程度になるとされています。また、生産年齢人口（15～64 歳）の減少と老年人口（65 歳以上）の増加も進み、高齢化率は 35% を超えるとされており、働き手の減少、社会保障費の増大、経済規模の縮小など、社会や経済に対する深刻な影響が懸念されています。

②安全・安心に対する意識の高まり

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北から関東に至る太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。また、最近では局地的な豪雨や豪雪や火山の噴火による災害などが相次いで発生しています。

加えて、暮らしの身近な場所で発生する犯罪や事故として高齢者を狙った詐欺、ストーカー、悪質な運転による交通事故等が大きな社会問題となっているほか、テロや新型ウイルスによる感染症の流行なども脅威となっています。

③環境問題・エネルギーに対する関心の高まり

温室効果ガスの大量排出に伴う地球温暖化の進行や生物多様性の損失など地球規模での環境問題が深刻化しています。また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故によって、電力供給問題に直面し、地熱、太陽光、風力といったクリーンな再生可能エネルギーへの期待や省エネルギーに対する関心が高まっています。

④情報通信技術の発達と高度情報化

スマートフォンが普及し、インターネットの利用増大に伴い SNS 等を利用したコミュニケーションが日常的に行われるなど、日常の生活の中に ICT が浸透してきました。IoT、AI ロボット、ビッグデータ等を駆使した技術革新、第 5 世代移動通信システム（5G）によるソリューションも急速に進んでおり新しい情報通信技術への期待が高まっています。

⑤ライフスタイルの多様性と新しい働き方

社会環境の変化に伴い、スローライフや田舎暮らしなどによる自然や地域との触れ合いを重視する生き方も求められるなど、経済的、物質的な豊かさを重視する考え方から、癒し、健康、家族の絆といった心の豊かさを重視する方向に変化してきています。

働き方改革は、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立といった働き方へのニーズの多様化といった課題に対応し、多様な働き方を選べる社会の実現を目指すものです。

このように、働き方や暮らし方も多様化している中で人と人とのつながりが希薄化し、地域コミュニティの機能が低下することも危惧されています。

⑥経済のグローバル化

経済のグローバル化が進み、経済活動の機会が拡大すると同時に、新興国の台頭による国際競争が激化し、生産拠点の海外移転による国内産業の空洞化など、わが国を取り巻く経済環境は依然として厳しい状況となっています。

一方、訪日外国人旅行者（インバウンド）数は、近年急速に増加しており、令和元年（2019年）の訪日旅行者数は3,188万人と過去最高を記録し、都市圏だけでなく地方でも外国人観光客を見かけることは普通の光景となっておりましたが、新型コロナウイルスの影響により状況は一変しました。

⑦地方行政の役割

地方行政は、住民ニーズの高度化・多様化による行政サービスへの期待はより高くなっており、今後さらなる事務の複雑化や増大が見込まれています。

また、地域コミュニティにおいては、これまで地縁的なつながりや共通の価値観で支えられてきた役割や活動が、住民生活様式の多様化、若年層の流出、高齢化及び人口減などで継続困難となっており、より組織的な活動によって地域活動の解決に取り組むことが必要となっています。

一方、社会保障費の増加・公共施設の老朽化などによる更新費の増大など、行財政運営はさらに厳しくなることが予想されます。

このことから、行政のみでは対応が困難な大規模災害への対応など高齢者や障がい者等の弱者対策、地域の活力を活かした地域のまちづくりを行政と地区とが連携して主体的に進めていくことが必要となっています。

（２）本町の主要課題

①人口減少・少子高齢化社会への対応

急速な少子化と人口減少は本町の最重要課題と位置付けられます。この状況に対応していくためには、若者が定住しやすい環境づくり並びに子育てしやすい環境づくりが必要で、安心して子育てができるよう、より一層の支援の充実を図る必要があります。

また、高齢化が進む中で、高齢者が健康で生きがいを持って住み続けられる生活環境を確保するため、保健・医療・救急・福祉サービスの充実をはじめ、生涯にわたって活躍できる仕組みづくりを進める必要があります。

②安全・安心なまちづくり

近年、東日本大震災や新潟・福島豪雨をはじめとする大規模地震や台風などによる豪雨、洪水などの自然災害が頻発しており、自然災害だけでなく、火災等の有事対応を含む様々な危機に対応する取り組みが求められています。

町民がより安心安全に暮らすために危機管理体制を強化するとともに、町民の防災に対する意識を高めるなど「自助」「共助」に基づく総合的な取り組みが必要です。また、交通安全の啓発や安全に配慮した交通環境の整備、多様化する犯罪を未然に防ぐ取組が必要となっています。

③活力ある産業の確立

長引く景気の低迷による経済情勢の変化や生活環境の変化に伴う町民ニーズの多様化、就業形態の変化、就業人口の減少など、本町の産業社会を取り巻く環境は大きく変化しており、商工業の活性化及び農商工の連携強化が求められています。

本町の主要産業である農業及び観光業においては、後継者や意欲ある若者を確保し、支援していくことが重要です。特に農業では担い手不足が顕著であるため、中心となる経営体の育成が重要です。

④教育の充実

柳津町が将来的に継続して発展していくためには、それを担う豊かな想像力と郷土愛を持った人材の育成が必要です。

次代を担う子供たちを健やかに育むためには学校・家庭・地域が一体となって、地域総がかりで子供を育てる教育環境づくりが重要です。

⑤地域の魅力発信強化

本町は、1,200年の歴史がある福満虚空藏菩薩圓藏寺を中心に栄えた門前町であり、七日堂裸まいりや稚児行列、おこもりなどの伝統行事が古くから行われてきました。門前町であったため古くから宿坊が軒を連ねていましたが今は旅館に姿を変え柳津温泉街となっています。

また、地熱発電所がある西山地区には滝谷川沿いに開けた西山温泉があり、昔も今も湯治客でにぎわっています。

本町の総人口は昭和30年（1955年）の9,709人をピークに減少傾向が続いており、これらの優れた歴史や風土を活かし、交流人口の拡大による地域の活性化を図ることが重要です。

⑥自然環境の保全と循環型社会への対応

本町は、標高1,482mの博士山をはじめとして、町全体を深い緑で包まれ、澄んだ空と水、四季折々の美しい自然に恵まれており、未来に残すべき美しい自然景観を有しています。

この豊かな自然と共生した暮らしを将来にわたって引き継いでいけるよう、自然環境の保全や活用を行うとともに、環境美化に努めていくことが重要です。

今後、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減するために低炭素社会を目指した省エネルギー等の対策や、環境への負荷が少ない太陽光や地熱発電等再生可能エネルギーへの転換と普及の促進が必要です。

⑦地域を支える多彩な人材の育成

まちづくりには、まちづくりを支える多彩な人材が必要となるため、人材の育成を図っていく必要があります。町民一人ひとりがまちづくりの主役となり、町民の連帯感を向上させていくことで力強くまちづくりを推進していく必要があります。

⑧時代に対応した行財政運営

本町の財政は、町税等の自己財源に乏しく地方交付税に対する依存割合が大きく、非常に脆弱な状況にあります。

今後、生産年齢人口の減少によるさらなる税収の減少や、地方交付税の縮減、高齢化社会の進行による社会保障費の増大、老朽化した施設等の更新などでさらに厳しい財政状況を迎えることが予想されます。

厳しい財政状況においても多様化・複雑化する町民ニーズに対応するため ICT を活用するなど、柔軟に対応できる組織づくりが求められており、より一層効率的で効果的な行財政運営が必要です。

6. 人口の展望

本町の総人口は「福島県の推計人口」を用いた「柳津町独自推計」によると、令和7年（2025年）には2,897人、令和12年（2030年）には2,642人になると推計されています。

本計画に基づいた各種施策を着実に実行することにより、令和12年（2030年）に2,700人の人口を維持することを目標とします。



出典：柳津町人口ビジョン 総人口の将来推計人口

第 2 章 基本構想

基本構想

1. まちづくりの基本方針

(1) まちの将来像

平成 23 年 (2011 年) 3 月に、「第 5 次柳津町振興計画」を策定し、「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」を本町の目指す将来像に定め、人口減少が進んでも活力ある地域を維持していくために、恵まれた地域資源を有効に活用し、活力あるまちづくりを推進するとともに町民が暮らしやすいまちとして生活基盤等の充実に努めてきました。

第 5 次振興計画の策定から 10 年が経ち、現在の社会情勢は、少子高齢化の更なる進行や大規模災害の頻発、ICT 及びデジタル化の進展、新たな感染症の発生など、社会変化の激しい時代を迎えています。

このような状況の中で、時代の変化をくみ取り、これまで以上にまちづくりに関わる町民や団体、事業者など多様な主体を巻き込み、お互いに助け合いながら元気に笑顔で暮らすことができ、町民一人ひとりが希望のもてるような環境づくりが必要となります。

こうしたことから、本町の目指す将来像を「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」とし、今後 10 年間のまちづくりを進めていきます。

まちの将来像

みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち

2. 将来像を実現させるための5つの基本目標と事業分野

「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」という将来像を実現できるよう、より総合的、計画的なまちづくりを推進していくために、横断的な目標と5つの基本目標を下記のように設定します。

【横断的な目標】

新しい時代の流れを力にする持続可能なまちづくり



基本目標	事業分野
1 豊かな心を育むまちづくり	教育、生涯学習、スポーツ、芸術、歴史、文化
2 健康で安心して暮らせるまちづくり	子育て、保育、健康、医療、衛生、福祉、介護、消防、防災、防犯、交通安全
3 活力ある産業と賑わいと交流のあるまちづくり	農林業、観光業、商工業、雇用、移住定住、交流、住宅
4 快適でうつくしいまちづくり	道路、景観、上水道、下水道、環境、エネルギー、情報、デジタル
5 協働による健全で開かれたまちづくり	コミュニティ、町民協働、地域、行政、財政、広報広聴

3. 5つの基本目標

基本目標 1：豊かな心を育むまちづくり

- 学校教育においては、学習環境の向上のための施設整備、児童生徒の学力向上と豊かな心・健やかな体の育成を積極的に推進していく必要があります。
- 青少年の育成については、学校・家庭・地域の連携を図ることが必要です。さらに、将来、本町の若い力となって担っていただけるよう本町の魅力に触れる機会の提供を進める必要があります。
- 生涯学習や生涯スポーツにおいては、町民一人ひとりが心豊かに生活に潤いを持ち、地域住民とのコミュニティが形成できるよう支援する必要があります。
- 本町には誇るべき文化財、伝統行事が数多く存在することから、担い手の育成支援、その保存・継承を支援する必要があります。
こうした考えに基づき次の施策に取り組みます。

基本施策

- ①学校教育の充実
- ②生涯学習の推進
- ③生涯スポーツとレクリエーションの推進
- ④地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興

基本目標 2：健康で安心して暮らせるまちづくり

- 安心して子どもを産み育てられる環境、子どもを育てる環境の構築に加え、少子高齢社会に対応した特色ある多様な子育て支援の充実を図ることが必要です。
- 心身ともに健康な毎日を過ごせるよう疾病予防施策や医療・介護体制の充実・向上を図り、高齢者や障がい者が生きがいを持って生活できる環境づくりが必要です。
- 交通安全、防犯、火災・災害対策については町民一人ひとりの心掛けが何より重要であり、関係機関との連携を推進していく必要があります。
こうした考えに基づき次の施策に取り組みます。

基本施策

- ①子育て支援の充実
- ②健康づくりの推進
- ③高齢者及び障がい者福祉の充実
- ④地域医療体制の充実
- ⑤交通安全・防犯対策の強化
- ⑥火災・災害対策の強化

基本目標 3：活力ある産業と賑わいと交流のあるまちづくり

- 農業は、町の主要産業であることから振興作物の推進、地産地消、6次産業化への拡大、担い手確保対策など積極的に取り組む必要があります。
 - 林業についても、間伐等の実施により森林の利活用の推進が必要です。
 - 観光は町のシンボルである福満虚空藏菩薩圓藏寺を中心に柳津・西山温泉をはじめとする豊富な観光資源を情報発信することにより、交流人口の拡大を図り、移住、定住へと結びつける必要があります。
 - 商工業は、担い手確保や、新たな産業の創出、中心市街地の活性化や助成制度をはじめとするソフト事業の充実・支援が必要です。
 - 若年者が定住できるよう公営住宅の整備、子育て支援などの充実を図り、町民一人ひとりが住みよいまちづくりの推進が必要です。
- こうした考えに基づき次の施策に取り組みます。

基本施策
①農林業の振興
②観光の振興
③商工業の振興
④移住・定住・交流の推進

基本目標 4：快適でうつくしいまちづくり

- 生活道路である町道等を安全にそして快適に通行ができるよう道路網の整備が必要です。
- 自然と共生したまちづくりを推進するため、一般廃棄物の適正な処理とごみ分別収集によるリサイクル及びごみ減量化の推進が必要です。
- 四季折々の豊かな自然や伝統ある町並みは本町の魅力のひとつであり、これらを守るため、美しい景観を保全する取り組みが必要です。
- 安全・安心な水道水の安定的な供給に向けては、計画的な施設及び設備の更新が必要です。また、快適な生活環境を確保するため、下水道への加入促進および施設の維持修繕に努める必要があります。
- 公共交通ネットワークは児童生徒、高齢者などの通学、通院等や観光客にとっても不可欠な移動手段であり、関係機関との連携を図り利便性を確保できるよう整備を進めていく必要があります。
- 地球温暖化対策については、地球環境に対する意識啓発、温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用促進が必要です。
- ICTの浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるため、デジタル化の推進が必要です。

こうした考えに基づき次の施策に取り組みます。

基本施策
①道路網の充実 ②廃棄物適正処理の推進と環境保全 ③景観の保全と形成 ④上水道・下水道の充実 ⑤公共交通の充実 ⑥再生可能エネルギーの推進 ⑦デジタル化の推進

基本目標５：協働による健全で開かれたまちづくり

- 人口の減少や高齢化の進行によって集落機能の低下が懸念されている中、ますます地域の連帯力の向上が望まれており、コミュニティ形成のための支援が必要です。また、町民と行政が協働でまちづくりを推進していく必要があります。
 - 町民と行政のコミュニケーションの活発化を図り、必要な行政情報を提供するため広報活動の積極的な展開が必要です。また、多様化する町民のニーズを把握するため広聴活動の充実が必要です。
 - 健全な行財政運営に関しては、将来にわたって自立できる行財政運営を推進していく必要があります。
 - 効果的かつ効率的な行政サービスを提供するために職員の育成強化をしていく必要があります。
- こうした考えに基づき次の施策に取り組みます。

基本施策
①地域コミュニティの維持・活性化 ②広報・広聴活動の推進 ③財政健全化の推進 ④効果的・効率的な行政運営の推進

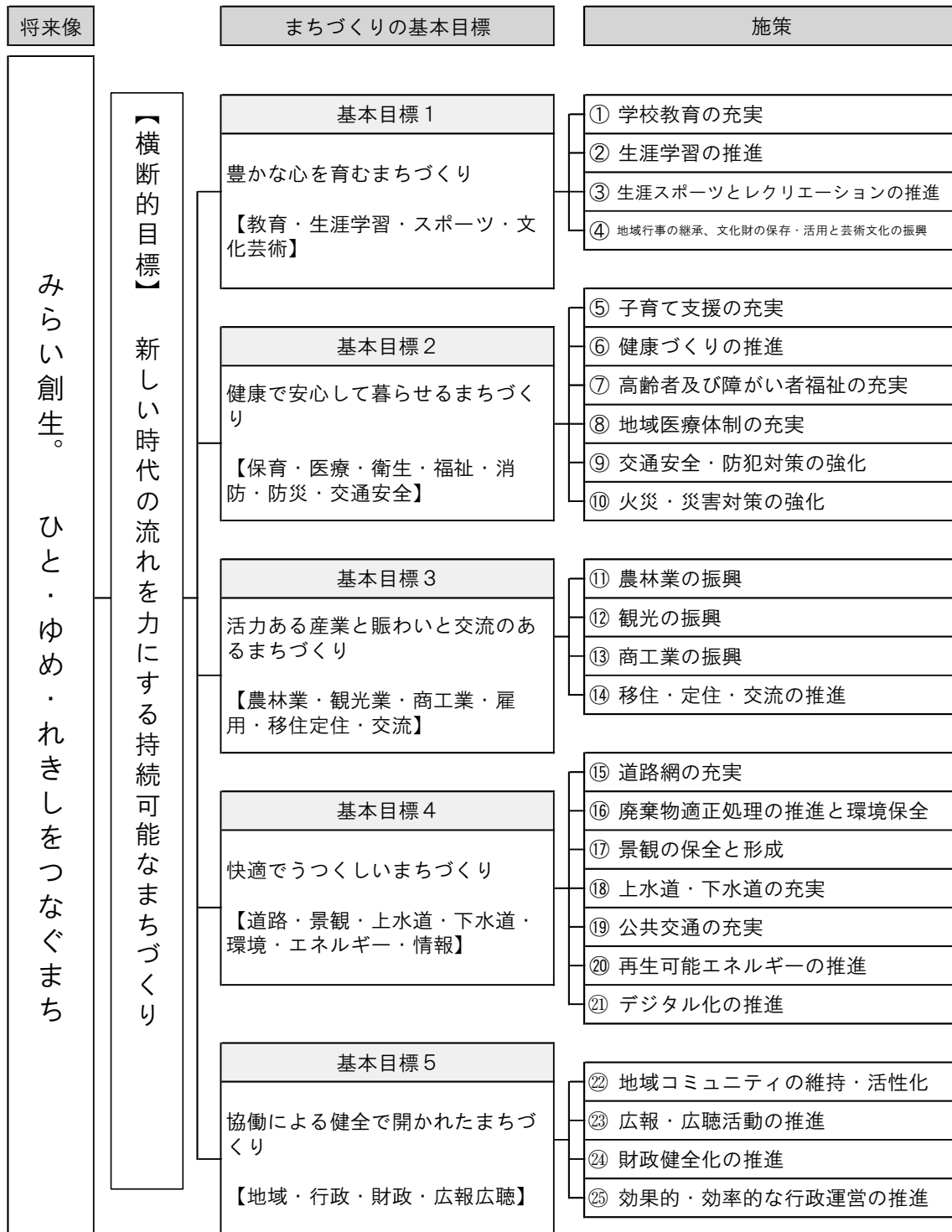
第 3 章 前期基本計画

前期基本計画の概要

1. 計画策定の目的

基本計画は、基本構想で示した本町のまちづくりの基本目標を実現するため、まちづくりの現状と課題を目的別に整理して体系的に示すものです。25施策ごとに、令和3年度から令和7年度までの5年間で目指す姿や基本事業の内容、目標値などを明らかにして、本町のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

・基本計画政策体系



基本目標 1

豊かな心を育むまちづくり

<基本施策>

- ① 学校教育の充実
- ② 生涯学習の推進
- ③ 生涯スポーツとレクリエーションの推進
- ④ 地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興

施策名 ①学校教育の充実

1. 現状と課題

- 本町には、柳津小学校、西山小学校、会津柳津学園中学校の3校があり、「学校、家庭、地域の強い連携のもと、地域に根ざした、特色ある学校づくりに努め、子どもたちに『生きる力を育む』充実した学校教育を推進する」という重点目標を掲げ、少子化や核家族化、家庭の教育力低下などが進む状況の中、学校、家庭、地域が一体となって、「確かな学力の向上」「豊かな心や健やかな体の育成」を目指す学校教育を推進しています。
- 特に、小・中連携による9年間を見通した学校教育や英語教育・国際理解教育の推進、ICT機器の導入・活用、さらには、複式学級の指導充実のための対策などに、積極的に取り組んでいます。
- 核となる学校については、引き続き、学習指導の充実・改善を進める必要があります。また、それを支える教職員の指導力の向上、今日的な課題でもある国際化・高度情報化社会に対応する教育、地域に開かれた学校づくりなどを推進していく必要があります。
- 学校施設については、安全・安心な環境で学習活動が行えるように、必要な修繕や改修を計画的に行っています。引き続き、教材・教具等の計画的な整備や補充に努め、各学校の教育活動を支援していく必要があります。

2. 目指す姿

- 充実した教育活動により、児童生徒の学力、非認知能力が伸びています。
- 学校が、「地域に開かれた学校」として認識され、機能しています。
- 家庭と学校との連携が図られ、家庭教育が充実しています。

3. 基本事業の内容

①確かな学力の向上・豊かな心の育成・健やかな身体の育成

各学校で、「確かな学力向上グランドデザイン」等に基づいた授業の充実・改善や、個に応じたきめ細かな指導が行われるように、授業参観・指導助言を計画的に行います。また、授業等でICT機器を有効活用し、学力向上につながるように、必要な支援を行います。

学校・家庭・地域が足並みをそろえて、「意欲を持ってやり抜く」児童生徒の育成

ができるように、連絡調整等を行います。また、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間の充実を図るため、地域の歴史や文化、自然、産業、人材などを生かした体験的活動やボランティア活動の推進を支援します。

健康診断や体力・運動能力テストの結果に基づき、家庭や地域、関係機関と連携して、児童生徒の健康増進、体力・運動能力の向上を目指します。また、学校栄養職員を中心に、食に関する健康課題の解決等に向けて、家庭や関係機関と連携して、望ましい食習慣の形成のための食育の充実を図ります。

②特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の適正な現状把握に努め、学校、保護者、関係機関との連携を図り、一人ひとりに応じた教育的支援を充実させます。

③小中連携教育の推進

町教育研究会等の取組を積極的に支援して、「学びをつなぐ」、「育ちをつなぐ」ために、9年間を見通して、児童生徒に必要な資質・能力の育成を図る教育活動を展開します。

④情報教育・英語教育・国際理解教育など今日的な教育活動の充実

整備したICT教育環境を授業等で有効に活用し、確かな学力の向上や情報活用能力につなげます。また、保護者及び地域の協力のもと、メディア・コントロールの取組や情報モラル教育を適正に行います。さらに、会津大学、民間企業等との連携・協力で、教育の情報化を一層推進します。

町教育研究会の小・中連携の取組を支援し、小学校の英語教育を中学校につなぎ、児童生徒の英語力を向上させます。また、英語指導助手の配置を継続して、児童生徒の英語力の向上及び国際理解教育の充実を図り、グローバル化への対応力を高めます。

⑤教育環境・条件の整備充実

学校施設の安全を図るための学校施設・整備の保全や修繕、教材・教具の整備、教育環境・条件の整備・充実に努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
学校生活を楽しんでいる児童・生徒の割合	86.0%	100%
全国標準学力検査の学力偏差値	国語 51.2 算数・数学 49.8	53.0 以上
体力・運動能力テストの偏差値	46.6	50.0
地域に関する学習の時間数（年間）	10 時間	20 時間



i P a dを使った授業風景（柳津小学校）

施策名 ②生涯学習の推進

1. 現状と課題

- 「町づくりは人づくり」の考えから、個性的で創造性豊かな人間形成を目標として、町民一人ひとりが生き生きと心豊かに充実した生活を送ることが地域づくり・町づくりにつながるものと考え、一生を通じて「いつでも、どこでも、誰でも、何でも学ぶことができる」社会を形成するため、生涯学習を推進していく必要があります。
- 社会・経済情勢が急速に変化する中で、町民の学習ニーズはますます多様化、高度化してきているので、町民の学習ニーズを的確に把握しながら、生涯学習プログラムの整備を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。
- 今後なお一層、高齢化が進展することを踏まえ、新たな人材の発掘、育成が必要となっています。
- 休日や夜間などに学習講座を開催するなど、誰もが参加しやすい対応が求められています。

2. 目指す姿

- 町民のニーズに基づいた各種講座が開催され、町民誰もが生涯学習の機会として、積極的に参加しています。
- 誰でも安心して社会教育施設を利用でき、各種講座の内容充実のため設備が充実しています。
- 読書の習慣が定着し、図書が充実しています。

3. 基本事業の内容

①興味・関心を抱く学習機会の創出と町民同士の交流促進

町民の多様なニーズに応えるさまざまな学習機会を創出し、その機会を通じて多くの仲間づくりを図ります。

②社会教育施設の設備等の充実

施設内の設備、備品の充実を図り、町民ニーズの高度化に適応するとともに、利用者の利便性向上を図ります。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
日頃から学習（教養の向上）に取り組んでいる町民の割合（月に数回以上の割合）	19.0%	30.0%
各種講座の会員数（定期開催）	120 名	150 名
図書の貸出冊数（柳津公民館）	1,616 冊	2,000 冊



生涯学習講座

施策名 ③生涯スポーツとレクリエーションの推進

1. 現状と課題

- 本町では、昭和 59 年（1984 年）に「スポーツ振興のまち」を宣言し、これまで運動公園施設の整備・充実や各種スポーツ事業などを展開してきました。
- スポーツ・レクリエーションは、健康や体力の維持・増進に役立つだけでなく、人々の親睦や地域間の交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。
- 町民の意識高揚を図るためにも、体育協会や地域スポーツクラブとの連携・協力により、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動が行える環境づくりが一層求められています。
- 各スポーツ施設の整備・充実を進めていくとともに、各種スポーツ団体や指導者の育成なども必要です。
- 健康寿命を延伸するためにも、レクリエーションなど気軽に楽しめる事業が必要です。
- 運動公園施設の老朽化が進んでおり、適切な改修が必要となっています。

2. 目指す姿

- 男女年齢問わず、スポーツを楽しめる環境が整備されています。
- 子どもから高齢者までの町民誰もが、それぞれのライフステージに応じ、それぞれの志向に合わせたスポーツ・レクリエーション活動に親しんでいます。
- スポーツを「する」・「見る」・「支える」ことで、誰もがスポーツに親しみ、健康を実感しています。

3. 基本事業の内容

①楽しさを感じるスポーツ事業の提供

一人でも多くの町民がスポーツの楽しさを実感できる各種事業を提供します。

②スポーツ施設及び設備の整備充実

利用者が安全に安心して利用できるよう施設、設備の適正管理に努めます。

③指導者の確保とスポーツ団体への支援

スポーツの楽しさや技術向上を図るうえで必要な指導者を育成、確保します。また、体育協会や総合型スポーツクラブが円滑に運営できるよう支援します。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
スポーツ団体（体育協会・スポーツクラブ・スポーツ少年団）の加入率	19.0%	30.0%
日頃からスポーツに取り組んでいる町民の割合（月に数回以上取り組んでいる割合）	34.0%	50.0%



柳津町町民運動会

施策名 ④地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興

1. 現状と課題

- 本町は、豊かな自然と縄文文化や福満虚空蔵菩薩圓藏寺とともに培われてきた、歴史と文化の薫り高い町で、自信を持って誇れる貴重な文化財や伝統文化が数多く残されています。
- 本町ならではの文化財や伝統文化は、郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や伝統文化を内外に発信する上で大きな役割を担っています。
- 今後は、調査や保存、まちづくりへの活用を積極的に進め、より多くの人々が本町の歴史や伝統文化等に触れ合える機会を増やしていく必要があります、発掘・再発見のためにも専門性をもった人材を育成する必要があります。
- 地域における伝統文化については、担い手不足が課題であり、後世に継承していくよう支援していく必要があります。
- 町民のこころをより豊かにするため、芸術文化を振興するうえで、斎藤清美術館は欠かすことのできない施設であることから、町の内外に芸術文化を発信する拠点となるよう、企画展等の充実を図るとともに、地域に根差した美術館にしなければなりません。

2. 目指す姿

- 多くの町民が芸術文化や地域の伝統文化などに親しんでいます。
- 郷土の歴史や文化財を身近に感じることができ、次世代に守り継いでいく環境が整っています。
- 地域資源が活用される機会が増え、町民が郷土愛や誇りを感じています。
- 斎藤清の多彩な魅力を町の内外へ発信するとともに、児童・生徒をはじめ、町民が気軽に訪れることができる美術館を目指します。

3. 基本事業の内容

①文化財の適切な保存・管理

文化財管理者、伝統保存団体に対し、助言や財政支援を行います。また、その状況を次世代に守り継いでいくため、記録保存に努めます。

②有識者、関係機関との連携

有識者や文化財保護審議会をはじめとする関係機関との連携を図ります。また、新たな地域資源に着目し、その有効活用を図ります。

③斎藤清の魅力を発信し地域に開かれた美術館

世界的画家・斎藤清の作品を「魅せる」ための企画展を開催し、斎藤清の魅力を町の内外へ発信します。また町民の芸術文化活動の促進のため、身近に芸術に触れることの出来るよう、学校等とも連携しながら、創作の場や芸術鑑賞の機会を創出します。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
伝統行事を実施している地区数	39 地区	39 地区
斎藤清美術館とアトリエ館に来館した町民の人数	459 人	600 人
美術館や博物館などで芸術文化を鑑賞したり、絵画・書道などの文化活動に取り組んでいる町民の割合（年に数回以上取り組んでいる割合）	25.0%	35.0%



柳津町立斎藤清美術館

基本目標 2

健康で安心して暮らせる まちづくり

<基本施策>

- ⑤ 子育て支援の充実
- ⑥ 健康づくりの推進
- ⑦ 高齢者及び障がい者福祉の充実
- ⑧ 地域医療体制の充実
- ⑨ 交通安全・防犯対策の強化
- ⑩ 火災・災害対策の強化

施策名 ⑤子育て支援の充実

1. 現状と課題

- 保育サービスでは、延長保育、一時保育、障がい児保育の実施、児童の保育料無料化による保護者への経済的支援、さらに未就園児への園庭や施設の開放など、独自のサービスなどにより子育て支援施策を推進しています。
- 関係機関が一体となって、子育てサポート事業、学童保育事業の充実、障がい児（知的・身体）に対して支援・相談を行っています。
- 公園施設の整備などにより、次世代の親が子育ての喜びや楽しみを実感できるよう、また一人ひとりの子どもが、健やかに成長できるよう家庭や地域、学校、保育所など地域全体で子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。
- 保護者間の仲間づくりの機会が少ないことから、機会の設定・提供をする必要があります。
- 子育て世帯からは、子どもの遊び場や保育所が休みの日に子どもを見てもらえる施設の設置や高校生の保護者世帯に対する支援を求める声があります。
- 子育て世帯を取り巻く環境の変化により、子育ての負担、孤立感が高まっています。また、子育てを当事者だけの問題とせず、地域一体となって支援していく必要があります。
- 子どもの数が減少傾向にある中で女性の就業率の向上、父親の子育てへの参画や仕事と家庭の両立のための支援も必要性が高まっています。
- 働きながらも安心して出産できる環境づくりが求められています。

2. 目指す姿

- 充実した子育て支援サービスと経済的支援があり、安心して子供を産み育てられる環境が整備されています。
- 子育て環境の充実に向けて、家庭と地域社会並びに行政が連携して取り組んでいます。

3. 基本事業の内容

①子どもを安心して産み育てられる環境支援

子育てに関係する機関が一体となり地域で見守り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

②経済的な支援・充実

子育て応援金の支給や保育料・学校給食費の無料化、子どもの医療費助成、高校生の保護者世帯への給付等の支援を行い、安心して子育てできる環境整備に努めます。

③食育の推進

子どもの発育や発達段階に合わせた正しい栄養摂取や食行動の知識の習得を進め、食を通じた子育て環境の支援に努めます。

④保育サービス・保育施設の充実

仕事をしながら子育てをする家庭を支援するため、保育所における施設・サービスの拡充を図ります。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
合計特殊出生率	1.07	1.50
年間出生数	11人	20人
安心して子育てできる環境だと思う町民の割合	73.0%	80.0%

施策名 ⑥健康づくりの推進

1. 現状と課題

- 本町では、「健康増進法」、国の「健康日本21」及び県の「健康ふくしま21」「柳津町健康増進計画」に基づき、生涯の各期に応じた保健事業を積極的に推進しています。
- 保健師訪問、健康相談、健康講演会、各種健（検）診、運動教室の実施を通じて生活習慣病の予防や病気の早期発見に努めています。
- 各種健（検）診の受診、教室等では同じ顔ぶれとなる傾向もあり、町民の健康な生活を送るための事業の啓発が課題になっています。
- 少子化が進む中で、母子保健計画に基づいた母子保健の充実を図ると共に、社会構造の複雑化に伴い心の健康に対する対応が必要となっています。
- 個人や家庭での生活習慣が多様化する中で、健康づくりの課題は世代によって異なるため、各世代に応じた保健・予防のあり方を考える必要があります。
- 町民全体が心身ともに健康な生活が送れるよう、生涯を通じて体を動かす習慣づくりを普及する機会を整備する必要があります。
- 特定健診の受診率は、県内で高い水準にありますが、未受診者対策を講じ、若い世代からの受診率の向上に努め医療費の削減を進める必要があります。
- 県内でも町民一人あたりの国民健康保険医療費が高い状況にあるので、食生活の見直し、運動の定着、飲酒、喫煙等生活習慣改善の意識改革を図っていく必要があります。

2. 目指す姿

- 町民全体が健康意識に対する意識を持ち、心身ともに健康な生活を送り幸せを実感できます。

3. 基本事業の内容

①積極的な受診の促進

特定健康診査やがん検診等各種健（検）診の充実を図り、生活習慣病の予防事業と併せて実施し、早期発見・早期治療対策の強化に努めます。

②健康的な食生活の促進

健康的な食生活についての意識啓発や情報提供、疾病及び個々の生活に応じた指

導に努めます。

③個々の健康状態に応じた運動の促進

個々の体力に応じた軽運動の機会の提供を図ることで、無理なく継続できる健康づくりを推進していきます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
特定健診受診率	75.5%	76.0%
町民一人当たり医療費	430 千円	400 千円
心身ともに健康だと思う町民の割合	80.0%	82.0%
日頃から健康づくりに取り組んでいる町民の割合	70.0%	80.0%



ゆきげ館での健康教室

施策名 ⑦高齢者及び障がい者福祉の充実

1. 現状と課題

- 日本の高齢化の現状は、国民の4人に1人が65歳以上という高齢化社会を迎えており、今後も総人口が減少する中で高齢化率は上昇し、令和42年(2060年)には、2.5人に1人が65歳以上と超高齢社会を迎えると予想されています。
- 本町の高齢化の進展も著しく、高齢化率は44.8%（令和3年1月1日現在）で、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、在宅での介護が難しい高齢者も増えています。
- 施設介護サービスでは需要が高まり、特別養護老人ホーム等の施設入所待機者も多く、入所しても希望するサービスを利用できない場合があります。
- 居宅介護サービスでは、ショートステイやデイサービスの利用希望者が増加しており、本人や家族が希望するサービスが利用できない場合があります。
- 介護保険事業では、今後増加すると思われる要援護高齢者に対応すべく、一層の介護予防に取り組み、住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って可能な限り健康で自立した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、各種施策の充実を図る必要があります。
- 障がい者福祉では、障がい者及び介護者が高齢化傾向にあることから、在宅サービスを中心としてサービスの提供をしてきましたが、ホームヘルプサービス、ショートステイなど更なる地域ケアの充実が課題となっています。
- 障がい者の自立と社会参加に向けた各種障がい福祉サービス施策を展開し、充実を図る必要があります。
- 介護の人材不足は全国的な課題であり、本町においても深刻な問題となっています。
- 高齢者の単身又は高齢者のみの世帯、障がい者の一人暮らしが増加しており、在宅での介護が困難なケースが増加していますが、在宅でも生活できるよう高齢者及び障がい者に対して支援を継続していくことが必要となっています。また、障がい者が自立して生活するための就労支援が必要となっています。

2. 目指す姿

- ボランティア団体や福祉関係者のほか、さまざまな団体が連携し、日頃から助け合いや支えあいが地域で展開されています。
- 高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送ることができます。
- 町民全体が支えあいながら生きがいをもって、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができます。

3. 基本事業の内容

①生活環境の整備

町と地域包括支援センターが連携し、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防事業等の地域支援事業の拡充を図ります。また、高齢者にやさしい住まいづくり事業等の活用により住環境の整備を支援します。

②自立のための支援

高齢者や障がい者の自立を促進するために、シルバー人材センターへの登録をはじめ就労・就学の際の拡充と環境整備を図ります。

③地域での見守り推進

高齢者や障がい者に対する正しい理解や支援が必要であり、当事者、家族、関係者、地域住民等への研修や啓発、またボランティアの育成を図り、地域でともに暮らせる環境づくりを推進します。

④家族への支援

介助する家族等の経済的、精神的、肉体的負担を軽減していくため、情報提供体制の充実を図るとともに、必要な支援サービスの質と量の確保に努めます。

⑤生きがいづくりの推進

高齢者や障がい者の能力や趣味等のニーズを把握し、生きがいにつながるよう公民館や関係団体等と連携し推進します。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
要介護者認定率	18.5%	18.0%未満
地域において何か活動に取り組んでいる高齢者の割合	43.0%	50.0%
日頃から生きがいを感じ生活している高齢者の割合	91.0%	94.0%

施策名 ⑧地域医療体制の充実

1. 現状と課題

- 高齢化の進展及び疾病構造の変化により医療サービスに対する要求が、より多様化、高度化しています。
- 本町だけでなく広域的な課題ですが、少子高齢化が加速する中で、医療体制の確保が困難になっています。また、医師の高齢化や後継者不足などにより、持続的な医療の提供が課題となっています。
- 現在、本町には国民健康保険診療所を開設しており、県立病院からへき地医療支援を受けて安定した診療体制を継続しており、医療機器の更新等を行いながら町民に身近な医療機関として充実を図っています。
- ドクターヘリ等による遠隔地の救急患者の迅速な搬送のため、現在4ヶ所あるヘリポートの充実とともに救急医療対策として、会津若松地方広域市町村圏整備組合と連携を密にし、患者輸送体制の整備を進めていく必要があります。
- 救急搬送までの時間を要する地区に対しては、救急車が到着するまでの間に町民が応急処置できるような体制を整える必要があります。

2. 目指す姿

- 診療所と消防署及び各医療機関の連携体制が構築され、救急医療、地域医療体制が整備されており、安心して生活できる環境が整っています。
- 地域医療の確立が図られ保健医療福祉との連携により、町民誰もが安心して地域での健康な生活を送ることができます。

3. 基本事業の内容

①医療機関の存続と連携

町民に身近な国保診療所の存続と充実を図るとともに県立宮下病院、奥会津在宅医療センター等の地域内の医療機関との連携を図り、医療体制を整備していきます。

②救急搬送の充実

総合病院までの搬送に時間を要する遠隔地への対応として、迅速かつ安全に搬送できる体制を整備します。

③感染症予防対策の強化

町民が感染症に対する正しい知識を持ち、予防に努められるよう情報提供・予防体制の強化を図ります。また、予防対策を十分に行い、安心して医療機関に受診、検査を受けることができる体制・環境を整えます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
町内の医療施設数	3 施設	3 施設
地域の医療体制が整備されていると思う町民の割合	49.0%	52.0%



柳津町国保診療所での血圧測定

施策名 ⑨交通安全・防犯対策の強化

1. 現状と課題

- 車の安全技術の発達等により交通死亡事故が減少していますが、高齢化が進む中、高齢者が占める交通事故の割合が高くなっていることや、飲酒運転やあおり運転といった運転者のモラルの低下が大きな問題となっています。
- 本町には、町中心部からわずか数分のところに磐越自動車道のインターチェンジがあり、町内を国道 49 号・252 号が横断しています。さらに、観光地として多くの自動車が往来しています。
- 町内での交通事故発生件数は、近年 70～80 件ほどで推移していますが、冬期における積雪や道路の凍結状況などに大きく左右される面があります。前方不注意による追突、交差点やカーブでの衝突など、運転手の安全確認不足や不注意による事故が多く見受けられます。
- 町民に対する交通安全意識の高揚が重要であり、特に管内では高齢者が犠牲となる交通事故が多発していることから、高齢者の交通安全対策に力を入れていく必要があります。
- 児童・生徒に対する交通安全教育を推進し、家庭内から交通安全に対する意識を高めていく必要があります。
- 運転免許証自主返納者への支援や、道路施設や交通安全施設等の修繕を実施していく必要があります。
- インターネット等の普及は生活の利便性を向上させていますが、それらを利用した振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺などの新たな犯罪や消費者トラブルが生じてきており、対策を講じていくことが必要です。
- なりすまし詐欺などの犯罪は手口が巧妙になっており、高齢者以外にも被害に遭うケースが増えています。そのため、日頃からの防犯意識の向上を図る必要があります。
- 警察のみならず、行政・町民・町防犯協会・学校・関係機関が一体となった防犯活動の推進や防犯意識の高揚を図り、施錠の徹底、防犯灯の設置等により犯罪が発生しにくい環境を整えていくことが重要です。

2. 目指す姿

- 子ども、高齢者、障がい者、外国人をはじめ、誰もが事故、犯罪などの被害を受けることなく、安心して生活できる環境が整っています。

○交通事故や犯罪のない明るく住みよいまちで、警察署や関係機関及び地域住民が連携して安全安心な地域づくりに努めています。

3. 基本事業の内容

①交通安全意識の向上

子どもや高齢者に対する交通安全教室を実施し、未然に事故を防止するため安全教育を行います。

また、交通安全協会などの各種団体や関係機関と連携協力し、一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通マナーが守られるよう啓発活動に取り組みます。

②交通安全施設の整備

交通危険箇所について、カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設を計画的に整備し、安全な道路環境の確保に努めます。

③防犯意識の向上

地域・学校・警察・各種団体等と連携して、防犯教育を実施し、町民一人ひとりの意識向上に努めます。

④防犯設備の設置促進

地域全体で安全安心な環境づくりをすすめるため、防犯灯などの防犯設備の設置を促進していきます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
交通事故発生件数 ※1	83 件	70 件以下
交通事故死亡事故件数 ※2	0 件	0 件
犯罪発生件数 ※3	9 件	5 件以下
日頃から防犯対策をしている町民の割合	77.0%	80.0%以上

※1・2 警察署データ（会津坂下警察署 交通白書）

※3 警察署データ（会津坂下警察署 あいづばんげの地域安全）

施策名 ⑩火災・災害対策の強化

1. 現状と課題

- 平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災と新潟・福島豪雨災害、平成 30 年（2018 年）西日本豪雨災害など、国内では、毎年のように大規模災害による甚大な被害が発生しており防災に対する町民の関心が高まっており、行政は町民の生命と財産を守るため優先的に取り組まなければなりません。
- 火災・災害情報の伝達については、アナログ方式からデジタル方式へと防災行政無線を更新し、各家庭の戸別受信機も整備しました。また、同時に防災行政メール及び防災アプリを新たに導入し、音声だけではなく文字でも即座に町民に伝達できるシステムを整備し情報伝達の強化を図ってきました。
- 少子高齢化の進行や就業構造、勤務形態の多様化により消防団員の減少や高齢化が進んでいることから消防団員の確保に努め、広域消防との連携強化を図っていく必要があります。
- 日中における初期消火体制の確立のため、地区住民に対する初期消火訓練の実施や消防団OBとの連携により、自主防災体制の強化を図っていくことも必要となっています。
- 災害については、これまで豪雨による河川の決壊、大雪による雪崩、ライフラインの寸断、また、地震による家屋等への被害が発生しており、地すべり区域、急傾斜地、雪崩危険区域などについて、被害の未然防止のための対策を講じていく必要があります。
- 火災と比較し水害・土砂災害等についての町民の意識は低調であることから防災に対しての意識高揚やハザードマップの周知を図る必要があります。
- 一人暮らし高齢者等の災害時要援護者対策としては、自助及び居住地域の共助を基本として、避難支援プランの策定に取り組む必要があります。
- 火災・災害時に迅速かつ正確に情報を伝達するため、関係機関との緊急連絡体制の確立も必要です。
- 新型コロナウイルス感染症感染予防対策を講じながら、「柳津町地域防災計画」を基本とした防災環境の整備に努める必要があります。

2. 目指す姿

- 町民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全・安心を確保するため、各種災害に迅速に対応できる消防・防災体制が充実しています。

- 防災関連施設や備蓄品が整備され、柳津町防災計画に基づき、防災活動が活発に行われ、町民が高い防災意識を持っています。
- 自助・共助・公助による消防・防災体制の強化が図られています。

3. 基本事業の内容

①危機管理・防災意識の向上

高齢者世帯をはじめ、町民一人ひとりが人命・財産を守るため、防災訓練等を通じて危機管理・防災意識に対する意識高揚を図ります。

②町消防団員の確保

消防団活動の役割や重要性を周知するとともに、職場の理解や安全対策等、団員が活動しやすく、負担軽減につながるような環境づくりに努めます。

③消防・防災体制の強化

老朽化したポンプ自動車・積載車、小型動力ポンプ、防火水槽などの消防設備等を計画的に整備し機動力向上に努めます。また、関係市町村と連携しながら、広域常備消防体制の充実を図ります。

さらに、災害時に迅速に対応できる施設の強化を図るとともに、安全・安心な避難生活を送ることができる環境整備に努めます。

④火災・防災情報の周知

会津若松地方広域消防署から出される火災情報を迅速かつ確実に伝達します。また、国土交通省、気象庁、県から発表される防災気象情報等を入手するとともに、関係機関と連携し避難情報の判断基準に沿って早めに判断します。

避難情報を発令する際には、避難行動が速やかにとれるよう防災行政無線等で、迅速に町民へ周知を図ります。さらに、防災メールをはじめ、多様な媒体を活用し効果的な情報発信に努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
火災発生件数	3 件	0 件
柳津町防災行政メール登録者数	98 人	300 人
災害時の避難所・避難場所がどこか知っている町民の割合	—	100%
日頃から火の取扱いに注意し、消火器や火災警報器を備えるなど、万が一の火災に備えている町民の割合	89.0%	90.0%
家具の転倒防止や非常用食品を備蓄するなど、万が一の災害に備えている町民の割合	50.0%	60.0%



分列行進する消防団員

基本目標 3

活力ある産業と賑わいと交流の あるまちづくり

<基本施策>

- ⑪ 農林業の振興
- ⑫ 観光の振興
- ⑬ 商工業の振興
- ⑭ 移住・定住・交流の推進

施策名 ⑪農林業の振興

1. 現状と課題

- 農業については、食料・農業・農村基本法の下、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の十分な発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という基本理念に基づき、これまでのさまざまな取り組みにより一定の成果は表れているものの、食料自給率の低迷、消費者の食に対する信頼の低下、農業所得、農業者や耕作地の減少、農村の活力低下など、農業・農村は厳しい状況下にあります。
- 就農者及び新規就農者ともに希望を持って農業に従事し、収益を上げることのできる環境を整えていくことが必要不可欠であり、生産・経営関係施策の推進を図る必要があります。また、農業者の所得の増大を図る農業・農村の6次産業化やGAP取得の推進、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進、遊休農地の解消と農地の有効利用の推進、農作業の安全対策、持続可能な農業生産を支える取り組みなどを推進しながら、意欲ある農業者の確保にも努めていく必要があります。
- 林業については、本町の森林面積は町土の86.9%を占め、豊富な森林資源を有しているものの、木材価格の下落による林業経営の不振、担い手不足、さらには森林所有者の高齢化などから森林整備がなかなか進まず、本来持つべき森林機能が低下している現状にあります。
- 森林・林業の再生には、境界明確化・路網整備・間伐・造林等の施策について集約化計画を策定し、促進を図る必要があります。さらに、脱炭素社会づくりに向けた社会構造を「コンクリート社会から木の社会」に転換・実現していくため、林業経営者への支援を推進していく必要があります。
- 有害鳥獣による農地の被害を防止するため、地域ぐるみでの取り組みや広域市町村での取り組みが必要となっています。

2. 目指す姿

- 持続可能な経営体により農業が営まれています。
- 町有林及び私有林が計画的に整備、保全され、森林の多面的機能が発揮されています。

3. 基本事業の内容

①売れる農林業の推進

生産物を安定的に供給できる生産体制の確立と有利な販売ルートを確保することで、収益を上げることのできる農林業を推進します。

②農業所得向上の推進

集落営農・農業法人化を核とした対策の推進により、低コスト・合理化を推進します。

③農林業従事者の確保

経営規模の拡大を図るため、必要な基盤整備（ほ場整備、農地の集積化）を行うとともに経営改善への指導・助言等の対策を講じていきます。

④優良農地の確保

生産者・ＪＡ・行政が一体となり、集落営農・農業法人化を核とした対策を推進しながら意欲ある農業者の確保に努めます。また、林業経営基盤の強化を図り、後継者の育成を図ります。

⑤林地荒廃の防止及び活用

森林の有する多目的機能を十分に発揮できるよう定期的な除間伐等の促進による林地荒廃の解消に努めます。

⑥有害鳥獣被害の防止

有害鳥獣による農産物等の被害を防止するため、有害鳥獣捕獲隊を中心に地域住民とともに有害鳥獣対策に取り組めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
農作物の販売金額	400,732 千円	450,000 千円
農地耕作面積	604ha	604ha
森林整備面積	65.0ha	70.0ha
鳥獣被害件数	30 件	15 件

施策名 ⑫観光の振興

1. 現状と課題

- 観光産業は、人口減少社会の中で、交流人口を増加させ、地域経済を活性化する産業としての期待が今後ますます高くなることが予想されます。
- 本町には、柳津・西山温泉、福満虚空藏菩薩圓藏寺及び町立斎藤清美術館などをはじめとする地域資源が豊富にあることから、こうした観光施設と町なかを周遊し、長時間滞在できるようなシステムづくりが必要になっています。
- 国民の余暇制度の充実や観光客のニーズの変化に伴い、新たな施策の展開が必要になっており、歴史・文化資源など先人から受け継いだ魅力の再発見と活用により、新しい価値を創り、地域間の交流促進、スポーツ観光としての合宿の受入れ、農商工連携等、関連する諸施策とも連動させ、観光の振興を進めていかなければなりません。
- 観光によるまちの活性化につなげていこうとする意識（おもてなしの心）を町民の間に醸成していくことも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、広域連携による訪日外国人を含む交流人口の更なる拡大を図る必要があります。
- 「赤べこ伝説発祥の地」という地域の特徴を活かした情報発信やまちづくりを進めており、町の認知度や注目度は向上しています。さらに効果的な事業への取り組みがますます重要となっています。
- 令和4年度（2022年度）に只見線が全線再開通となる機会に合わせて既存の観光資源と地域資源の魅力を発信する事業の展開も必要です。

2. 目指す姿

- 交流人口の拡大により観光客が来町し、町に活気があふれています。

3. 基本事業の内容

①魅力ある観光地づくりの推進

観光協会、関係団体との協働により「赤べこ伝説発祥の地」等の地域特有の観光資源の魅力向上や掘り起こしを推進します。

②魅力ある観光イベントの充実と観光情報の発信

農商工連携による魅力ある観光イベントを実施します。また、只見川沿線町村など広域的な連携を強化し、多様な媒体を活用した情報発信を積極的行います。

③滞在型観光の充実

体験プログラム等の充実を図り、町の魅力を最大限に活かした滞在型観光商品の造成を支援します。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
観光客入込数	822,740 人	900,000 人
宿泊客数	18,311 人	30,000 人



赤べこまつりでの丸太引き選手権

施策名 ⑬商工業の振興

1. 現状と課題

- 本町の商工業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷により、依然として厳しい状況にあります。
- 商業については、中心商店街での空き店舗が目立つようになっており、空洞化の問題や後継者不足による高齢化が進み、地域産業の活力低下が懸念されています。
- 商工会との連携を強化し、店舗等の魅力向上、空き店舗の活用など各種ソフト施策の展開、既存施設を活用した名物・特産品のPRなどに取り組み、商店街の活性化を図っていかねばなりません。
- 新規起業家への支援制度の充実についても必要となっています。
- 工業については、現在立地の事業所に対する支援を行い、雇用を維持・確保していくことが重要であり、今後も広域的に企業誘致の取り組みを行い、各種助成制度の創設や情報提供などにより、事業所の支援を進めていく必要があります。
- 公共職業安定所（ハローワーク）からの求人情報などの情報提供により雇用対策を行っています。今後は、地域の雇用促進のための施策を関係機関と連携・協力しながら進めていく必要があります。

2. 目指す姿

- 農業・商業・工業が連携した取り組みによって地域が活性化し、地域経済が豊かになっています。

3. 基本事業の内容

①新規参入者や後継者への支援

新規創業のための支援や事業継承に取り組む事業者への支援の充実・育成を図ります。

②経営支援

昨今の経済事情を考慮し、利用しやすい制度融資のあり方、内容（融資額、期間）を検討し、関係機関との連携を密にし、制度の充実を図るとともに効果的な支援を行います。

③商品開発及び販売の促進

地産地消の推進と農商工連携を図り、魅力ある商品の開発と販売を推進します。

④就労支援

町民の就労支援を図るため、事業所の雇用に対する支援や各種情報提供を行います。

⑤新規産業創出の推進

新規の起業を目指す就労意欲のある者に対しての支援や 6 次産業化など産業の創出を支援し雇用環境の改善に努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
町内事業所の製造品出荷額等	4,929 百万	5,100 百万
事業所数	193 事業所	198 事業所
町内求職者数	53 人	43 人



清柳苑に並べられた 6 次化商品等

施策名 ⑭移住・定住・交流の推進

1. 現状と課題

- 本町における人口動態は昭和30年（1955年）の人口9,709人、世帯数1,531戸をピークに、その後、少子化や若年層の人口流出などによって人口の減少が著しく、令和2年1月現在では人口3,216人、世帯数1,271戸となっています。
- これまで定住化を促進するため、公営住宅の整備、住宅分譲地の整備、子育て支援の充実、情報通信基盤・生活基盤をはじめとする都市部との格差是正など行ってきたところであり、一定の成果をあげてきました。
- 過疎化や高齢化により空き家が増加傾向にあります。
- グリーンツーリズム事業や都市交流事業の実施、さらにホームページによる空き家の情報提供を行い、定住・二地域居住を推進しています。
- 今後は豊かな自然や歴史・文化など本町の素晴らしい地域資源を活かし、交流人口の拡大を図っていく中で、本町の魅力に触れていただき、二地域居住、さらには定住へと展開していけるよう努めていく必要があります。
- また、安全に安心して生活できる基盤づくりを進めることで町民誰もが暮らしやすい町を実感できるよう対策を講じていく必要があります。
- 青少年期から本町の歴史・文化などの魅力、地域交流などを通して本町に関心を持ち、将来の町を担っていただけるよう対策を講じていくことも必要です。
- 近年は、都市部に暮らす人々の田園回帰志向が高まっています。そのため、移住者を受け入れるための住環境整備の充実を図る必要があります。

2. 目指す姿

- だれもが安全に安心して健やかに暮らせる住環境が整備され、定住促進や少子高齢化に対応した良質な住宅が整備されています。
- 移住者や関係人口が広がることにより、地域の活力に好循環が生まれ、地域力が高まっています。

3. 基本事業の内容

①移住事業の推進

空き家物件の情報を収集し、紹介できる物件の情報提供や改修補助を行い、移住・定住への受入れ体制を整備します。また、地域おこし協力隊をはじめとする移住者への支援を図ります。

②定住事業の推進

子育て世帯の定住を促進するため、定住促進住宅や独身住宅の整備をしてきたところです。引き続き快適な住環境の整備に取り組めます。また、宅地分譲についても計画的に進めていきます。

③交流事業の推進

グリーンツーリズム事業や都市交流事業などでの農作業の体験や伝統行事への参加などを通して、地域住民との交流を図り、田舎暮らしの魅力に触れていただく事業を推進します。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
転出者数	108 人	75 人
転入者数	69 人	80 人
柳津町が暮らしやすい町だと思う町民の割合	78.0%	85.0%



令和2年に完成した柳ヶ丘団地若者定住促進団地

基本目標 4

快適でうつくしいまちづくり

<基本施策>

- ⑮ 道路網の充実
- ⑯ 廃棄物適正処理の推進と環境保全
- ⑰ 景観の保全と形成
- ⑱ 上水道・下水道の充実
- ⑲ 公共交通の充実
- ⑳ 再生可能エネルギーの推進
- ㉑ デジタル化の推進

施策名 ⑮道路網の充実

1. 現状と課題

- 本町の道路網は、国道、主要地方道、一般県道を幹線網として、町道路線などが交差し形成されています。
- 本町は平地が少なく、起伏が激しい山地地形で集落が点在しており、集落間の幹線道路はこれまでの改良により改善しているものの、一部において幅員狭小、急勾配であることから交通安全施設の整備を進めるとともに、特に冬期間は通行に困難を極めていることから除雪体制の確立と併せ、安全かつ快適な道づくりを進める必要があります。
- 各道路の位置付けに対応し、自然環境・景観保全に配慮しつつ、住民生活に密着した路線の整備促進、危険箇所・交通障害箇所の解消を計画的に進める必要があります。
- 農林道については、本町の主要産業である農林業を支える重要な施設であるとともに、日常生活で最も身近な生活道路となっている路線もあり、整備を進める必要があります。
- 道路の除雪については、作業員の高齢化等により除雪体制の維持が困難となりつつあります。また、消雪設備の老朽化も対策が必要です。

2. 目指す姿

- 生活道路の整備や交通安全施設の整備が進み、安全で快適な道路環境が整っています。

3. 基本事業の内容

①道路の整備促進

急勾配、見通しの悪い箇所、幅員の狭い箇所など未改良箇所について安心して通行できるよう計画的に整備を推進します。

②道路施設の維持管理の推進

道路の維持補修を図りつつ地域の協力による土砂上げや草刈りなどによって生活道路の安全な通行の確保に努めます。また、カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設の整備を図り、安全に通行できるように努めます。

③道路除雪体制の維持・強化

冬期間の除雪体制の充実を図ります。また、消雪設備に関しても計画的な更新に努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
町道等維持補修に係る地区要望に対する翌年度までの修繕完了率	94.2%	95.0%
町内の道路が安全に快適に通行できるようになっていると思う町民の割合	65.0%	70.0%



改良された鳥屋居平線

施策名 ⑩廃棄物適正処理の推進と環境保全

1. 現状と課題

- 本町ではこれまで、ごみ処理基本計画により収集運搬体制の整備を図り、ごみの減量化や分別排出の徹底、リサイクルの促進に努めています。
- 家電リサイクル法や容器包装リサイクル法等の施行に伴い、ごみの分別も細分化され、一層の適正処理が求められていることから、今後もなお一層の町民への意識啓発・体制整備を強く推進していく必要があります。
- ごみの不法投棄の問題については、広報活動及びパトロール等の強化により住民意識の高揚を図り、循環型社会の形成を目指していく必要があります。
- 町内の水・大気・土壌の状況はこれまでの下水道整備、合併処理浄化槽の設置により、比較的良好な環境にあります。
- 水生生物が棲みやすいように河川を改修するなど、国指定の天然記念物である“うぐい”の生息地を保護するなどの生態系の保護、自然環境の修復、生息状況の把握などの対応が必要です。
- 快適な環境をつくるために大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの公害の発生を防止し、環境保全に対する意識の高揚を図ると共に町民一人ひとりが取り組む必要があります。

2. 目指す姿

- ごみ減量化や資源ごみの分別が徹底され、リサイクルへの意識も高く、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会が構築されています。
- 町、町民、事業者が協働で環境保全に取り組み、豊かな自然と共に良好な生活を送ることができます。

3. 基本事業の内容

①ごみ減量化の推進

過度な包装や必要以上の購入等を控えるなど、ごみ発生の抑制について住民の意識高揚を図ります。

②分別収集の推進

ごみの分別や再利用の取り組みを推進し、再資源化を促進します。

③不法投棄防止活動の推進

意識啓発及びパトロールの実施により、不法投棄の撲滅に努めます。

④自然資源の保全

河川の水質調査を実施し監視と指導を進め良好な水質の確保に努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
年間のごみ排出量 （一人1日あたり／g）	852 g	724 g
日頃からごみ減量とごみ分別に取り 組んでいる町民の割合	89.0%	92.0%
対象河川のBOD（只見川魚淵付 近）	0.5 mg/ℓ未満	0.5 mg/ℓ未満



各世帯にエコバッグを配布しました

施策名 ⑰景観の保全と形成

1. 現状と課題

- 景観法が平成 17 年度（2005 年度）より施行され、また、県景観条例が平成 21 年度（2009 年度）より施行されたことにより、県土の景観形成が積極的に推進されることになり、また、届出対象行為範囲や公共事業に関する景観形成及び優良景観形成住民協定などの優れた景観形成施策も引き続き推進されています。
- 町の一部地域が只見柳津県立自然公園に指定されています。この県立公園を福島、新潟両県にまたがる越後三山只見国定公園に編入させる手続きを進めている所であり、令和 3 年度（2021 年度）中の編入を目指しています。
- 優れた自然の風景地が保護されているとともに、福満虚空蔵菩薩圓藏寺をはじめとする観光資源や自然資源に恵まれていることから、町民の景観を保護する意識も高い傾向にあります。
- 清掃活動や花いっぱい運動など町民参加を促し、景観に対する町民の意識向上をさらに図り、来訪者が魅力を感じる景観づくりを進めていく必要があります。
- 空き家や空き店舗の増加が見込まれており、その利活用や町並み景観の整備について課題があります。
- 地域の文化財を積極的かつ総合的に保存し、まちづくりの資産として活用するために「歴史的風致維持向上計画」を策定中であり、本計画に基づき、歴史的風致に富み、魅力ある美しいまち並みや地域の実現を図る必要があります。

2. 目指す姿

- 地域資源が有効活用され、景観に配慮した魅力的なまちづくりが行われています。

3. 基本事業の内容

①魅力ある景観形成

自然・歴史・文化に包まれた素晴らしい景観を保全するため、意識高揚や啓発に努めます。

②町並み景観の整備

来訪者（町外者）だけでなく町民が本町の町並み景観に魅力を感じ、まちなかの散策などで賑わいを創出できるような景観の整備に努めます。

③歴史資源の有効活用

福満虚空蔵菩薩圓藏寺をはじめとする歴史資源を有効活用したまちづくりに努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
観光客入込数	822,740 人	900,000 人
柳津町の景観を守り、育てたいと思う町民の割合	69.0%	80.0%



圓藏寺から望む只見川の景観

施策名 ⑱上水道・下水道の充実

1. 現状と課題

- 本町の水道については、小規模な施設が点在しており、15 給水区あります。令和元年度末の水道普及率は 92.2%であり、老朽化した施設の改修及び利用促進を図っていくことが求められています。
- 安全に飲用できる水を安定して供給できるよう計画的に施設の改修を進める必要があります。
- 簡易水道会計及び下水道会計の安定的運営を図るため、使用料の収納率向上と滞納対策の強化を図る必要があります。
- 本町ではこれまで、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設整備事業、林業集落排水施設整備事業、簡易排水施設整備事業、個人設置型合併処理浄化槽の補助により、生活排水処理施設の整備を進めてきました。
- 下水道加入が低調なことから、供用開始区域における町民の加入促進を図る必要があります。集合処理以外のエリアについては、合併処理浄化槽設置事業を推奨し、下水道利用を推進していく必要があります。

2. 目指す姿

- 町民誰もが毎日安全で安心な水の供給を受けることができます。
- 町民誰もが衛生的で快適な暮らしを営んでいます。

3. 基本事業の内容

①施設の適正な管理

安定的に水を供給するため、施設の維持管理に努めるとともに老朽施設の更新を行います。

②安全な水の維持・供給

安全に安心できる水を供給するため、水質の適性管理に努めます。また、町民の節水意識の高揚に努めます。

③下水道の普及促進

下水道の役割等について普及・啓蒙を図ることで加入促進に努めます。

④健全な会計の運営

加入促進と使用料の収納率向上を図るとともに、歳出の抑制により健全な会計の運営に努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
水道普及率	92.2%	93.0%
水質基準不適合率	0%	0%
水洗化率	59.4%	65.0%



柳津配水池（新村地区）

施策名 ⑱公共交通の充実

1. 現状と課題

- 公共交通を取り巻く現状は、少子化、過疎化、マイカー保有台数の増加などにより、採算の取れない路線の撤退や運行本数の減便など、全国的に厳しい状況にあります。
- JR、会津バス及び町民バスが公共交通の役割を果たしていますが、運行本数も限られており十分な状況ではありません。
- 通学・通院をはじめ町民の生活基盤を支えるうえで公共交通の果たす役割は大きいことから、今後も利便性ある交通体系となるよう関係機関との連携を強化しながら運行維持に努め、利用促進等を図っていく必要があります。
- 町民バスは、限られた町民の利用にとどまっているため、より多くの方に乗車してもらえるような普及啓発活動が必要です。また、現在はスクールバスと混乗している現状にあります。
- 鉄道については、豪雨災害により不通区間（会津川口～只見間）となっている只見線が令和4年度（2022年度）に全線再開通予定となっています。

2. 目指す姿

- 町内及び町外へ、どの地域からでも快適に移動できる公共交通体系が整備されています。

3. 基本事業の内容

①町民バスの利便性向上

利用者のニーズに合ったダイヤ編成、他の交通機関との接続など利便性の確保・向上に努め利用促進していきます。

②運行車両の充実

安全に快適に運行できるよう車両の維持管理に努め、路線の乗車人数に見合った車両の整備を行います。

③公共交通機関等との連携・支援

公共交通の安定的な運行のため、隣接町村や乗合事業者等との連携・強化を図ります。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
町民バス利用者数 （スクールバス含まない）	19,018 人	20,000 人
町内の公共交通が便利だと思う町民の割合	56.0%	60.0%



赤べこのラッピングを施した町民バス

施策名 ②⑩再生可能エネルギーの推進

1. 現状と課題

- エネルギーは、私たちの生活や産業活動などにおいて欠かせないものとなっており、エネルギー消費の増加により、大気環境などの地球環境に大きな影響を与えているといわれています。
- 平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故によって、国のエネルギー政策は大きな転換を余儀なくされている中、再生可能エネルギーの普及・拡大が求められています。こうした社会情勢が変化する中、環境への負荷低減を図るため、エネルギーの消費を抑えるとともに、再生可能エネルギーの有効利用に努める必要があります。
- 当町には、発電量 30,000kw を誇る柳津西山地熱発電所や水力発電所が立地しており、全国エネルギー自給率でも第 6 位（2018 年度）となっており、再生可能エネルギー先進地であります。
- 地熱発電所から発生する 2 次熱については、これまでも調査研究を重ねてきましたが、現在は利用できていない状況であるので、活用の検討を推進する必要があります。
- 地球温暖化防止については世界的な課題としてさまざまな取り組みが行われていることから国民の関心も高まっており、個人や家庭での省エネ活動の実践や環境にやさしい自然エネルギーの利活用など、さらに町民や事業所に対して意識の高揚を図る必要があります。

2. 目指す姿

- 地域資源を活用した再生可能エネルギーが有効活用され、省エネルギーが推進され環境への負荷が少ないまちづくりが進められています。
- 町民全体で地球温暖化に対する取組みが率先され、持続可能なまちづくりが進められています。

3. 基本事業の内容

①再生可能エネルギーの導入支援

町民、事業者への省エネルギーの意識、行動の啓発を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進します。

②次世代エネルギーの検討

地熱発電や太陽光発電等のクリーンエネルギーに限らず、バイオマス、水素発電等の次世代エネルギー導入の検討を行います。

③地球温暖化対策の推進

持続可能なまちづくりのため、二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減及び環境の負荷低減に努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
柳津町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付件数	2 件	6 件
日頃から省エネ対策に取り組んでいる町民の割合	72.0%	80.0%
エネルギー自給率	645.6%（平成30年度）	800.0%



役場に設置してある太陽光パネル

施策名 ②①デジタル化の推進

1. 現状と課題

- 令和2年（2020年）12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が示されたところです。
- デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国の指導の下、自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいく必要があります。
- IT技術の進化に伴う情報の多様化への対応、業務の効率化をさらに図る必要があります。
- インターネット環境がない町民等を取りこぼさないための工夫が必要です。
- デジタル化を推進する人材が不足しており、その確保と職員への研修が必要となっています。

2. 目指す姿

- デジタル社会の実現により、町民一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供できます。
- デジタル化の進展に伴い、業務の効率化や各種サービスのオンライン化が進み、団体、企業から各家庭に至るまで浸透しています。

3. 基本事業の内容

①デジタル環境の充実

すべての町民がデジタル変革の恩恵を受けられるよう、デジタル環境の整備を促進します。

②住民サービスの拡充

すべての町民がデジタル変革の恩恵を受けられるよう、デジタル情報の提供やマイナンバーカードの取得を推進します。

③DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

行政手続きのオンライン化等により利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現に努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
マイナンバーカード普及率	8.9%	100%
情報通信ネットワークを利用している町民の割合	82.0%	90.0%
オンライン手続き取組件数	0件	1件以上



マイナンバーカードの普及を図ります

基本目標 5

協働による健全で開かれた まちづくり

<基本施策>

- ②② 地域コミュニティの維持・活性化
- ②③ 広報・広聴活動の推進
- ②④ 財政健全化の推進
- ②⑤ 効果的・効率的な行政運営の推進

施策名 ②②地域コミュニティの維持・活性化

1. 現状と課題

- 町には47の行政区があり地域活動に大きな役割を果たしています。それぞれの地区には公民館や集会所等が設置されています。
- 地域住民の減少や少子高齢化の進行によって、地域コミュニティ活動が低下しており地域での自主的な活動が難しくなっています。
- 高齢化の進んだ集落にあつては、担い手不足により道普請や祭礼などの集落機能を維持することが困難となっています。
- 空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策、雪処理対策などの問題は一層深刻化するものと思われます。
- 地域活動の継続や魅力ある地域づくりを進めるため、住民と情報交換を密にし、関係団体と連携しながら、課題解決に向けた取り組みに対し支援する必要があります。
- 町には、協働の仕組みづくりや連携のきっかけづくりを支援することが求められています。

2. 目指す姿

- 多様な人材が地域で活躍しています。
- 地域の主体的な取り組みにより、地域の課題解決や地域づくりが進められています。
- 行政、町民、事業者、関係団体など多様な主体を巻き込み、まちづくりが進められています。

3. 基本事業の内容

①行政区との連携支援

集落における道普請、美化活動、伝統行事などの機能を維持していけるよう支援していきます。

②まちづくり意識の醸成

町民の意識や意向を的確に把握し、町民との対話や共同作業の機会創出に努め、まちづくり意識の向上を図ります。

③地域交流活動の推進

世代の異なる町民が相互に交流することで、各年代の思いや当時の様子などに触れ、町の魅力の再発見や人と人との結びつきにもつながり、こうした世代間交流を促進します。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
地域づくり推進事業による補助件数	1 件	3 件
地域活動に参加している町民の割合	91.0%	92.0%



地域の行事を継承している野老沢地区の皆さん

施策名 ②③広報・広聴活動の推進

1. 現状と課題

- 町では、広報誌やホームページなどを通じて、町政情報を広く発信しています。また、町民の町政に対する要望、ニーズについては、「移動町長室」の実施等により、その把握に努めています。
- 広報誌をはじめホームページや防災行政無線などを活用した広報活動を積極的に行い、行政と町民との情報共有を図る必要があります。
- 町民と行政が協力してまちづくりを進めるためには、町民が必要とする情報をわかりやすく提供するとともに、町民からの声や意見を聴取する機会を充実させ、町民と行政が情報を共有し、理解し合うことが重要です。
- 町民参画のまちづくりにおいては、町の各種計画づくりの過程において、懇談会の開催やアンケートの実施などにより、町民の意見や要望、アイデアを取り入れる町民参画が必要です。
- 個人情報の適正な管理に努めつつ、情報の適正な公開が必要です。
- 町民に伝える町政情報に加え、シティプロモーションの観点から、町外にも「柳津町」の取り組みや魅力を発信し、町の認知度を高める必要があります。

2. 目指す姿

- 生活に役立ち、町政に対する理解と協力を得られるような町の情報が、多くの情報媒体により発信され、全ての町民に届けられています。
- 広報活動の充実や適切な情報公開により、町民に開かれた分かりやすい行政運営が行われています。
- 町民からの声を積極的に聴く機会や方法が増えています。

3. 基本事業の内容

①広報活動の充実

すべての町民に町政情報を伝えられるよう、情報発信の環境整備・充実を図ります。また、町政情報の正確な伝達のため、町民ニーズに合った広報紙の発行、ホームページの充実、アプリやSNSによる迅速な伝達に努め、情報の共有を図ります。

②広聴活動の充実

町民の声を町政に反映するため、町政懇談会や投稿の受付、意見交換会などの実施により町民の意思の把握に努めます。

③情報公開と適正な情報管理

町民と行政の情報の共有化を進めるとともに、個人情報の適切な管理に努めます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
「広報やないづ」の内容が充実していると思う町民の割合	—	70%
町政に関する情報がわかりやすく提供されていると思う町民の割合	—	70%
町政懇談会の参加地区数	9 地区	12 地区
ホームページの年間アクセス数	61, 553 回	100, 000 回



分かりやすい誌面づくりに努めます

施策名 ②④財政健全化の推進

1. 現状と課題

- 令和元年度（2020 年度）の本町の財政状況は、健全化判断比率であります実質公債費比率が 4.5% [県平均 6.4（以下同じ）]、将来負担比率が算定なしと健全な数値を示しています。このほか、財政力指数（3 ヶ年平均）0.19 [0.48]、経常収支比率 81.2% [90.0] となっています。
- これまでの行財政改革の推進や公債費の後年度負担を軽減するための繰上償還の実施などにより、財政健全化への努力を進めてきました。
- 本町の財政構造は令和元年度決算で町税などの自主財源比率が 18.6%、地方交付税などの依存比率が 81.4%と大きく依存した構造となっています。
- 人口減少に伴う納税者の減、近年の景気低迷による雇用情勢の悪化により、町税等の収納率が低下傾向にあり、こうした点からも自主財源の確保が課題となっています。
- こうしたことから、住民サービスを拡充・維持していくためにも今後なお一層の財政基盤の強化を図っていくことが必要となっています。
- 老朽化していく公共施設を、財政状況等から総合的に評価・判断し、最適化することが求められています。
- 現在 11 の特別会計についても公平公正な負担によって健全な運営ができるよう必要な対策を講じていかなければなりません。
- 自主財源の確保のため、ふるさと納税事業の強化が必要です。

2. 目指す姿

- 自主財源が確保され健全な財政運営が行われています。
- 適正に公共施設の管理が行われ、経営的な視点で維持管理が行われています。

3. 基本事業の内容

①自主財源の確保

町税や使用料等の収納率向上に努めるとともに、遊休財産の貸付や処分を検討します。さらに、ふるさと納税事業を強化し自主財源の確保に努めます。

②健全な財政運営の推進

経常経費の抑制に努めることで投資的経費への予算確保を図ると同時に、地方債の借入も抑制し、後年に財政負担が生じない財政運営を推進します。

③町有財産の維持管理及び有効活用

「柳津町公共施設等総合管理計画」により公共施設の最適化を進めます。また、「個別施設計画」により施設の長寿命化及び計画的な維持管理に努めます。

④公営企業健全化の推進

公営企業の独立採算の原則に基づき、加入の促進に努めるとともに使用料等の収納率の向上に努め、健全な経営計画を推進します。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
実質公債費比率	4.5%	7.0%以下
将来負担比率	—	現状維持
ふるさと納税	765 千円	20,000 千円



健全な財政運営に努めます

施策名 ②⑤効果的・効率的な行政運営の推進

1. 現状と課題

- 本町では、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう行財政基盤を強化し、町民の福祉向上と活力ある柳津町を構築するため、行財政改革大綱を策定し事務事業等の見直し、組織・機構と外郭団体の見直し及び定員・給与の適正化と人材の育成・確保などの改革を進めてきました。
- 職員定員の適正化に向けた検証や今後の各種施設・出先機関などの運営方法や外部業務委託の推進など、引き続き進めていくことが必要となっています。
- 社会情勢の変化により多様化する住民ニーズや複雑化する行政需要に適切に対応することが求められており、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する必要があります。
- 庁内研修や福島県自治研修センターでの研修等については、これまでも各種職員研修を実施してきましたが、今後も必要性に応じて職員研修の充実に努め、人材育成を進める必要があります。
- 多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、2019年4月に働き方改革関連法が施行されました。「仕事と生活の両立」などの施策を根幹にすえて、町が主体となり、民間企業と一体となって取り組む必要があります。

2. 目指す姿

- 職員が適切に業務を執行し、効率的で質の高い行政サービスが提供されています。
- 職員が積極的に町民と対話し地域の課題と向き合い、解決に向けて取り組んでいます。

3. 基本事業の内容

①業務外部委託の促進

民間に委託可能な事務事業を精査し、アウトソーシングや指定管理者制度を活用しながら民間委託を進めます。

②行政評価システムの推進

振興計画に沿った施策や事務事業を統括し、まちづくりの課題や仕事の結果を振り返り、次の企画と実施に反映させ、より効果的・効率的な行政運営を目指します。

③人材育成の推進

個人と組織の能力を最大限に発揮させる観点から、職員に求める評価項目の基準を明確にし、行政評価と連動させた職員の能力開発と育成を目指します。

また、社会情勢の変化や多様化高度化するニーズなどへ対応するため、職員が積極的に研修会へ参加できるよう努めます。

④働き方改革の推進

優秀な人材の確保と定着を促進するため、性別にかかわらず職員一人ひとりが仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図りながら職務に邁進できるよう、時代に即した職員の働き方に見直しを図っていきます。

4. 指標と目標値

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
施策の目標達成率	36.0%	50.0%
職員の研修参加者数	24人	40人
行政サービスに満足している市民の割合	74.0%	80.0%



職員への DX 研修

第4章 第2期総合戦略

1. 基本的な考え方

1 第2期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

「柳津町の人口ビジョン」でも示したとおり、柳津町は昭和55年（1980年）から一貫して人口減少の傾向にあり、特に近年は減少率が増加傾向にあります。

年少人口や生産年齢人口の減少はもとより、老年人口も減少段階にあり、「段階の分類」の指標上「第2段階」へと突入しています。

段階の分類

第1段階：老年人口が増加・総人口が減少

第2段階：老年人口維持・微減（減少率10%未満）・総人口が減少

第3段階：老年人口減少（減少率10%以上）・総人口が減少

こうした中、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための取り組みを戦略的に実施する「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年（2014年）9月に施行されました。

また、平成26年（2014年）12月27日には我が国の将来人口展望を示した「長期ビジョン」と合わせ、これから地方創生を国が強力に推し進めるための施策を網羅した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、推進してきました。

令和元年6月には、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、第1期での地方創生の取組を「継続を力」にして、より一層充実・強化していくとしています。

こうした状況を踏まえ、町では、国や県が策定する長期ビジョン、総合戦略などと連携して、第6次柳津町振興計画に掲げるまちの将来像「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」の実現を目指すとともに、人口減少対策と地域活性化につながる取組を継続し、住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会の維持を図るため、第2期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものです。

■「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方と政策5原則（抜粋）

1. 基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
- ・人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。

- ①「東京一極集中」の是正
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

①しごとの創生

- ・若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取組が重要。

②ひとの創生

- ・地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。
- ・安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。

③まちの創生

- ・地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

2 「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

(1) 自立性

- ・構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。

(2) 将来性

- ・地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。

(3) 地域性

- ・各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。

(4) 総合性

- ・最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。

(5) 結果重視

- ・PDCA メカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

2. 柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

1. 第6次柳津町振興計画との関係性

第6次柳津町振興計画は、柳津町を取り巻く社会構造の大きな変化を踏まえ、限られた行政の経営資源を有効に活用し最大の成果を上げることを目指す町の最上位計画で、基本構想・基本計画・実施計画から構成されており、その計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となっています。

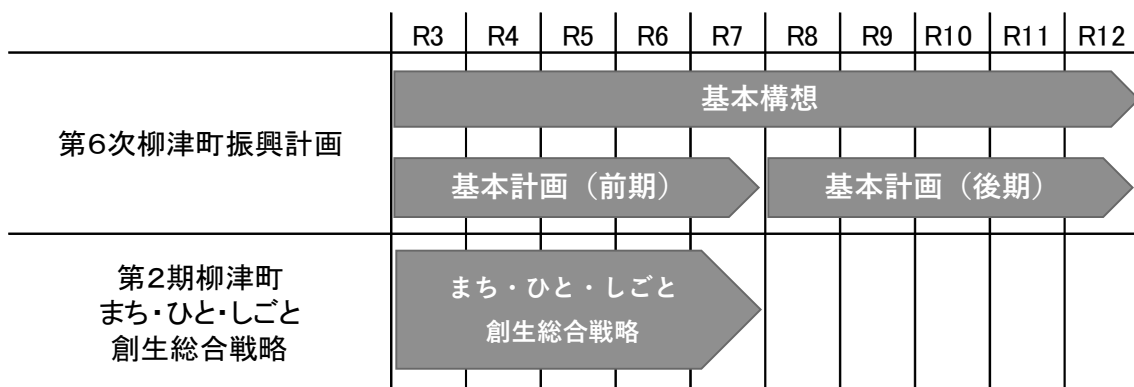
第2期総合戦略は、第6次柳津町振興計画を上位計画とし、まちの将来像「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」の実現を目指し、国及び県の総合戦略との整合性にも留意しつつ、その他各分野の個別計画との整合を図りながら、人口減少対策と地域活性化の視点に重点を置いた計画として策定するものです。

本総合戦略の各施策は、本振興計画前期基本計画に示している具体施策から、地方創生、人口減少対策に必要な重点施策を抽出し、まとめたものとなっています。

2. 第2期総合戦略の計画期間

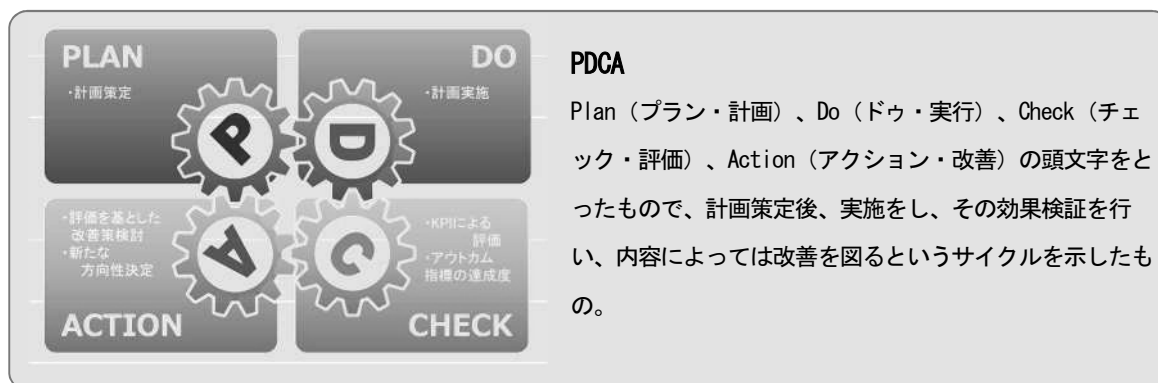
第2期総合戦略は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

図1 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と第6次柳津町振興計画の対応



3. 柳津町まち・ひと・しごと総合戦略の効果検証の仕組み

柳津町振興計画は、実施してきた各施策の行政評価を実施しており、重要施策と位置付けている各施策について、町民や外部有識者を交えた「振興計画審議会」が行政評価を実施しています。これらの結果を踏まえて、次年度の施策や予算案の策定を行っており、成果指数に基づき適切なPDCAサイクル※を実施しています。



「第2期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも同様に、令和7年度を目標として、基本目標ごとに計画の進捗を管理するための重要業績評価指標（KPI）※を設定し、外部評価委員会によるPDCAサイクルを実施し、年度ごとにKPI数値によって取組自体が実行できたかを確認した上、それぞれの目標指標について目標水準への到達状況を確認します。

取組自体が進捗しなかった場合や、取組の進捗があっても、目標指標の向上がでなかった場合などには、その取組方に改善を加え、目標の実現を目指していきます。

重要業績評価指標（KPI）

Key Performance Indicator の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

4. 柳津町まち・ひと・しごと総合戦略の体系

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、以下の4つの基本目標を掲げています。

1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
2. 地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる
3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

柳津町では、この基本目標を踏襲して、柳津町が重点的に取り組む施策について、図2、図3のとおり体系的に整理し、それぞれの課題と数値目標を設定します。

図2 第2期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略と第6次柳津町振興計画の関係図

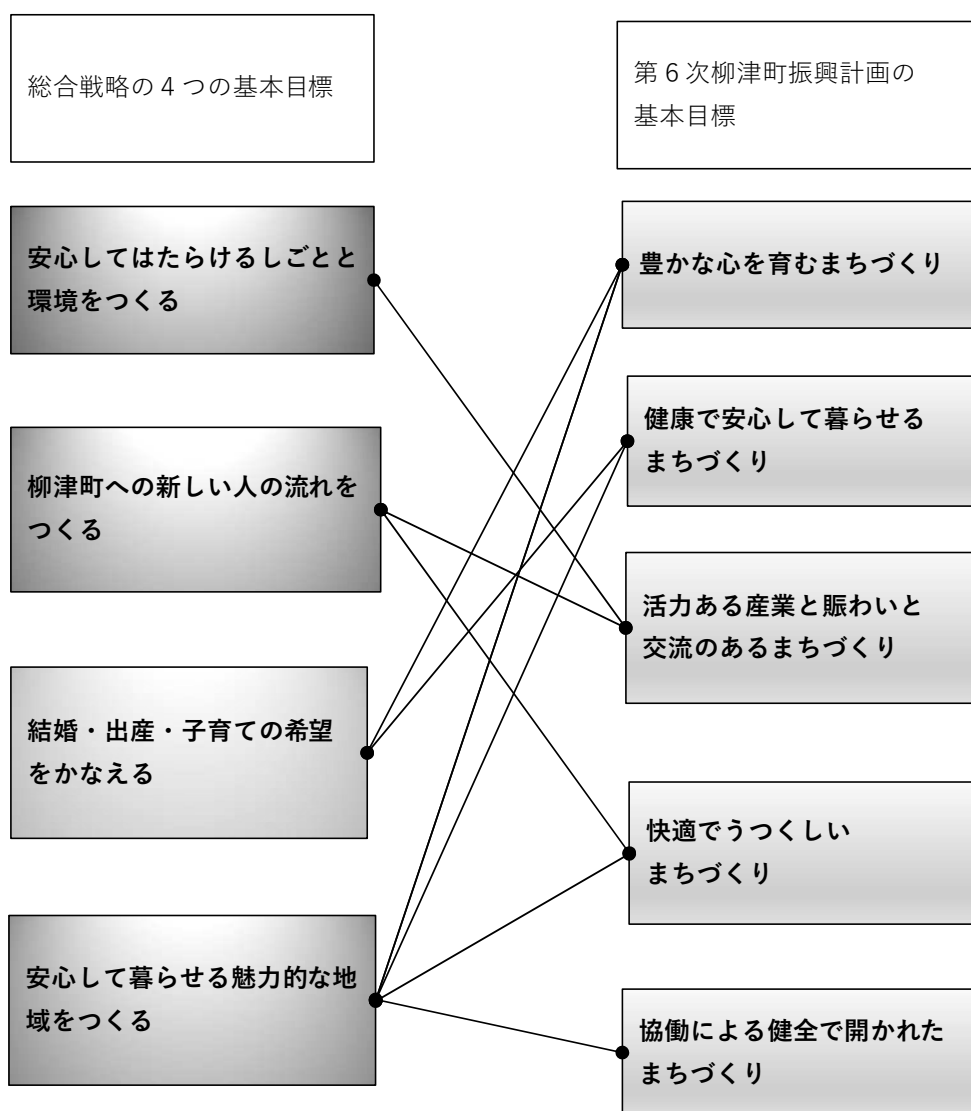
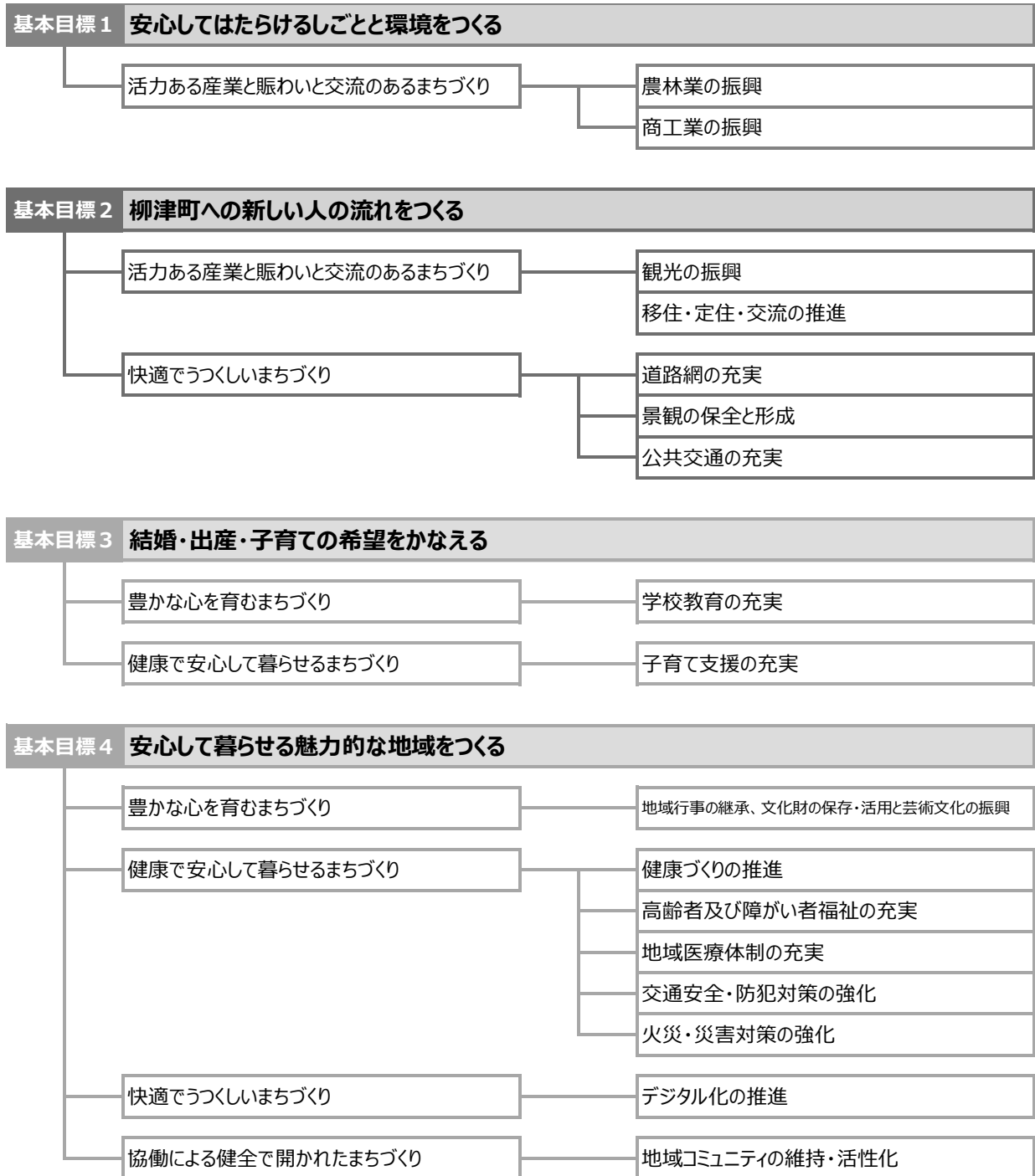


図3 第2期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略と第6次柳津町振興計画の施策対応図



5. 総合戦略の4つの基本目標と具体的な施策

基本目標1 安心してはたらけるしごとと環境をつくる

柳津町の主要産業である農業を軸として振興作物の推進、地産地消の推進、6次産業化への拡大、担い手確保対策など農業の振興に積極的に取り組むとともに、林業についても近年、地球温暖化対策として見直されてきており、間伐等の実施により森林の活性化を推進します。

商工業は中心市街地の活性化や、産業への新規参入希望者の支援、商工業の育成など、町内産業の活性化により事業所の安定した経営と雇用の安定を図り、多様な働く場を創出していきます。また、妊娠、出産、子育て、介護など人生の大きな節目に合わせて柔軟な働き方が選択できる環境の実現を図ります。

数値目標

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
事業所数(事業所)	193	198
求職者数(人)	53	43

施策1 農林業の振興

1 売れる農林業の推進

生産物を安定的に供給できる生産体制の確立と有利な販売ルートを確保することで、収益を上げることのできる農林業を推進します。

2 農業所得向上の推進

集落営農・農業法人化を核とした対策の推進により、低コスト・合理化を推進します。

3 農林業従事者の確保

生産者・J A・行政が一体となり、集落営農・農業法人化を推進しながら意欲ある農業者の確保に努めます。また、林業経営基盤の強化を図り、後継者の育成を図ります。

4 優良農地の確保

生産者・J A・行政が一体となり、集落営農・農業法人化を核とした対策を推進しながら意欲ある農業者の確保に努めます。また、林業経営基盤の強化を図り、後継者の育成を図ります。

5 林地荒廃の防止及び活用

森林の有する多目的機能を十分に発揮できるよう定期的な除間伐等の促進による林地荒廃の解消に努めます。

6 有害鳥獣被害の防止

有害鳥獣による農産物等の被害を防止するため、有害鳥獣捕獲隊を中心に地域住民とともに有害鳥獣対策に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
農作物の販売金額(千円)	400,732	450,000
農地耕作面積(ha)	604	604
森林整備面積(ha)	65.0	70.0
鳥獣被害件数(件)	30	15

※1 地域の中心となる経営体とは、認定農業者、集落営農、農業法人、認定新規就農者など、「人・農地プラン」に位置付ける経営体です。

施策2 商工業の振興

1 新規参入者や後継者への支援

新規創業のための支援や事業継承に取り組む事業者への支援の充実・育成を図ります。

2 経営支援

昨今の経済事情を考慮し、利用しやすい制度融資のあり方、内容(融資額、期間)を検討し、関係機関との連携を密にし、制度の充実を図るとともに効果的な支援を行います。

3 商品開発及び販売の促進

地産地消の推進と農商工連携を図り、魅力ある商品の開発と販売を推進します。

4 就労支援

町民の就労支援を図るため、事業所の雇用に対する支援や各種情報提供を行います。

5 新規産業創出の推進

新規の起業を目指す就労意欲のある者に対しての支援や6次産業化など産業の創出を支援し雇用環境の改善に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
町内事業所の製造品出荷額等(百万円)	4,929	5,100
事業所数(事務所)	193	198
町内求職者数(人)	53	43

基本目標 2 柳津町への新しい人の流れをつくる

柳津町で生まれ育った人のUターンを支援するとともに、柳津町に興味をもち、ゆかりのある者の移住を促進し、将来を担う優秀な人材を確保します。

近年では、地方への移住を希望する人が増えています。今後、田舎暮らしへのニーズがますます高まることも予想されます。柳津町の恵まれた自然や魅力を、大都市圏にむけて多様なメディアを活用し積極的に情報発信するなど、若い世代に限らず移住を希望する方全員がU・I・Jターンできる環境の整備を図ります。

転入増加を図るとともに、転出の抑制にも取り組み、大幅な転出超過状態から転入転出±ゼロを実現します。

数値目標

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
観光客入込数(人)	822,740	900,000
人口(人)	3,241	2,900

施策 1 観光の振興

1 魅力ある観光地づくりの推進

観光協会、関係団体との協働により「赤べこ伝説発祥の地」等の地域特有の観光資源の魅力向上や掘り起こしを推進します。

2 魅力ある観光イベントの充実と観光情報の発信

農商工連携による魅力ある観光イベントを実施します。また、只見川沿線町村など広域的な連携を強化し、多様な媒体を活用した情報発信を積極的に行います。

3 滞在型観光の充実

体験プログラム等の充実を図り、町の魅力を最大限に活かした滞在型観光商品の造成を支援します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値（令和7年度）
観光客入込数(人)	822,740	900,000
宿泊客数(人)	18,311	30,000

施策2 移住・定住・交流の推進

1 移住事業の推進

空き家物件の情報を収集し、紹介できる物件の情報提供や改修補助を行い、移住・定住への受入れ体制を整備します。また、地域おこし協力隊をはじめとする移住者への支援を図ります。

2 定住事業の推進

子育て世帯の定住を促進するため、定住促進住宅や独身住宅の整備をしてきたところです。引き続き快適な住環境の整備に取り組みます。また、宅地分譲についても計画的に進めていきます。

3 交流事業の推進

グリーンツーリズム事業や都市交流事業などでの農作業の体験や伝統行事への参加などを通して、地域住民との交流を図り、田舎暮らしの魅力に触れていただく事業を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値（令和7年度）
転出者数(人)	108	75
転入者数(人)	69	80
柳津町が暮らしやすい町だと思う町民の割合(%)	78.0	85.0

施策3 道路網の充実

1 道路の整備促進

急勾配、見通しの悪い箇所、幅員の狭い箇所など未改良箇所について安心して通行できるよう計画的に整備を推進します。

2 道路施設の維持管理の推進

道路の維持補修を図りつつ地域の協力による土砂上げや草刈りなどによって生活道路の安全な通行の確保に努めます。また、カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設の整備を図り、安全に通行できるように努めます。

3 道路除雪体制の維持・強化

冬期間の除雪体制の充実を図ります。また、消雪設備に関しても計画的な更新に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
町道等維持補修に係る地区要望に対する翌年度までの修繕完了率(%)	94.2	95.0
町内の道路が安全に快適に通行できるようになっていると思う町民の割合(%)	65.0	70.0

施策4 景観の保全と形成

1 魅力ある景観形成

自然・歴史・文化に包まれた素晴らしい景観を保全するため、意識高揚や啓発に努めます。

2 町並み景観の整備

来訪者（町外者）だけでなく町民が本町の町並み景観に魅力を感じ、まちなかの散策などで賑わいを創出できるような景観の整備に努めます。

3 歴史資源の有効活用

福満虚空蔵菩薩圓蔵寺をはじめとする歴史資源を有効活用したまちづくりに努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
観光客入込数(人)	822,740	900,000
柳津町の景観を守り、育てたいと思う町民の割合(%)	69.0	80.0

施策5 公共交通の充実

1 町民バスの利便性向上

利用者のニーズに合ったダイヤ編成、他の交通機関との接続など利便性の確保・向上に努め利用促進していきます。

2 運行車両の充実

安全に快適に運行できるよう車両の維持管理に努め、路線の乗車人数に見合った車両の整備を行います。

3 公共交通機関等との連携・支援

公共交通の安定的な運行のため、隣接町村や乗合事業者等との連携・強化を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
町民バス利用者数(スクールバス除く・人)	19,018	20,000
町内の公共交通が便利だと思う町民の割合(%)	56.0	60.0

基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育てを希望するすべての世代が、次代を担う子どもを安心して産み、育てることができるよう、子育て支援サービスの充実や、様々な負担の軽減を図ります。さらに、安心して子育てできるよう教育環境の一層の充実を図ります。

また、子育てをする親が子育てに対して喜びや楽しみを実感できるよう、家庭や地域、学校、保育所など全体で子育て支援施策を積極的に推進していきます。

数値目標

目標数値	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
合計特殊出生率(%)	1.07	1.50
年間の出生数(人)	11	20

施策 1 学校教育の充実

1 確かな学力の向上・豊かな心の育成・健やかな身体の育成

各学校で、「確かな学力向上グランドデザイン」等に基づいた授業の充実・改善や、個に応じたきめ細かな指導が行われるように、授業参観・指導助言を計画的に行います。また、授業等でICT機器を有効活用し、学力向上につながるように、必要な支援を行います。

学校・家庭・地域が足並みをそろえて、「意欲を持ってやり抜く」児童生徒の育成ができるように、連絡調整等を行います。また、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間の充実を図るため、地域の歴史や文化、自然、産業、人材などを生かした体験的活動やボランティア活動の推進を支援します。

健康診断や体力・運動能力テストの結果に基づき、家庭や地域、関係機関と連携して、児童生徒の健康増進、体力・運動能力の向上を目指します。また、学校栄養職員を中心に、食に関する健康課題の解決等に向けて、家庭や関係機関と連携して、望ましい食習慣の形成のための食育の充実を図ります。

2 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の適正な現状把握に努め、学校、保護者、関係機関との連携を図り、一人ひとりに応じた教育的支援を充実させます。

3 小中連携教育の推進

町教育研究会等の取組を積極的に支援して、「学びをつなぐ」、「育ちをつなぐ」ために、9年間を見通して、児童生徒に必要な資質・能力の育成を図る教育活動を展開します。

4 情報教育・英語教育・国際理解教育など今日的な教育活動の充実

整備したICT教育環境を授業等で有効に活用し、確かな学力の向上や情報活用能力につなげます。また、保護者及び地域の協力のもと、メディア・コントロールの取組や情報モラル教育を適正に行います。さらに、会津大学、民間企業等との連携・協力で、教育の情報化を一層推進します。

町教育研究会の小・中連携の取組を支援し、小学校の英語教育を中学校につなぎ、児童生徒の英語力を向上させます。また、英語指導助手の配置を継続して、児童生徒の英語力の向上及び国際理解教育の充実を図り、グローバル化への対応力を高めます。

5 教育環境・条件の整備充実

学校施設の安全を図るための学校施設・整備の保全や修繕、教材・教具の整備、教育環境・条件の整備・充実に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
学校生活を楽しく感じている児童生徒の割合(%)	86.0	100
全国標準学力検査(NRT)の国語、算数・数学の平均学力偏差値 ※1	国語 51.2 算数・数学 49.8	国語、算数・数学53.0
全国体力テストの全児童・生徒の平均点(点) ※2	46.8	50.0
地域に関する学習の時間(年間の時間)	10	20

※1 全国標準学力検査(NRT)は、標準化された学力検査で全国平均を50としています。柳津町小・中学生全体の平均値です。

※2 全国体力テストは8種目80点満点で実施され、数値は柳津町小・中学生全体の8種目合計点の平均点です。

施策2 子育て支援の充実

1 子どもを安心して産み育てられる環境支援

子育てに関係する機関が一体となり地域で見守り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

2 経済的な支援・充実

子育て応援金の支給や保育料・学校給食費の無料化、子どもの医療費助成、高校生の保護者世帯への給付等の支援を行い、安心して子育てできる環境整備に努めます。

3 食育の推進

子どもの発育や発達段階に合わせた正しい栄養摂取や食行動の知識の習得を進め、食を通じた子育て環境の支援に努めます。

4 保育サービス・保育施設の充実

仕事をしながら子育てをする家庭を支援するため、保育所における施設・サービスの拡充を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

KPI名称	基準値(令和元年度)	目標値（令和7年度）
合計特殊出生率(%) ※1	1.07	1.50
年間の出生数(人)	11	20
安心して産み、子育てできる環境だと思う保護者の割合(%)	73.0	80.0

※1 合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの平均数です。（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）

基本目標 4 安心して暮らせる魅力的な地域をつくる

高速交通体系やICT技術の進展に合わせた便利で快適な地域社会の実現を図るとともに、多様な歴史や産業などそれぞれに特色ある地域相互の連絡・連携の強化を進め、地域の特色を生かしたまちづくりの実現を図ります。

防災面では、町民・行政・関係機関が一体になり、それぞれの役割や特性に応じ、災害や身近に起こり得るトラブルなど地域の課題に取り組むことができるよう、連携とその補完を強化することにより、町民が安全で安心して暮らせる生活環境を創造します。

また、生涯を通じて住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送り続け、いつまでも社会に貢献し、健やかに暮らせる希望に満ちた高齢社会の実現をめざします。

数値目標

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
日頃から生きがいを感じ生活している高齢者の割合(%)	91.0	94.0
地域づくり推進事業による補助数(件)	1	3
地域活動に参加している町民の割合(%)	91.0	92.0

施策 1 地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興

1 文化財の適切な保存・管理

文化財管理者、伝統保存団体に対し、助言や財政支援を行います。また、その状況を次世代に守り継いでいくため、記録保存に努めます。

2 有識者、関係機関との連携

有識者や文化財保護審議会をはじめとする関係機関との連携を図ります。また、新たな地域資源に着目し、その有効活用を図ります。

3 斎藤清の魅力を発信し地域に開かれた美術館

世界的画家・斎藤清の作品を「魅せる」ための企画展を開催し、斎藤清の魅力を町の内外へ発信します。また町民の芸術文化活動の促進のため、身近に芸術に触れることの出来るよう、学校等とも連携しながら、創作の場や芸術鑑賞の機会を創出します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
伝統行事を実施している地区数(地区)	39	39
斎藤清美術館とアトリエ館に来館した町民数(人)	459	600
美術館や博物館などで芸術文化を鑑賞したり、絵画・書道などの文化活動に取り組んでいる町民の割合(年に数回以上取り組んでいる割合)(%)	25.0	35.0

施策2 健康づくりの推進

1 積極的な受診の促進

特定健康診査やがん検診等各種健（検）診の充実を図り、生活習慣病の予防事業と併せて実施し、早期発見・早期治療対策の強化に努めます。

2 健康的な食生活の促進

健康的な食生活についての意識啓発や情報提供、疾病及び個々の生活に応じた指導に努めます。

3 個々の健康状態に応じた運動の促進

個々の体力に応じた軽運動の機会の提供を図ることで、無理なく継続できる健康づくりを推進していきます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
特定健診受診率(%) ※1	75.5	76.0
町民一人あたり医療費(国保・千円)	430	400
心身共に健康だと思う町民の割合(%)	80.0	82.0
日頃から健康づくりに取り組んでいる町民の割合(%)	70.0	80.0

※1 特定健診（特定健康診査）とは、平成20年度から実施が義務付けられた内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。40歳から74歳までの方が対象です。

施策3 高齢者及び障がい者福祉の充実

1 生活環境の整備

地域包括支援センターとの連携により、高齢者の相談窓口の充実や介護予防事業の拡充を図ります。また、高齢者にやさしい住まいづくり事業や障がい者に対する住宅改修支援等の活用により住環境整備を支援します。

2 自立のための支援

高齢者や障がい者の自立を促進するために、シルバー人材センターへの登録をはじめ就労・就学の場の拡充と環境整備を図ります。

3 地域での見守り推進

高齢者や障がい者に対する正しい理解や支援が必要であり、当事者、家族、関係者、地域住民等への研修や啓発、またボランティアの育成を図り、地域でともに暮らせる環境づくりを推進します。

4 家族への支援

介助する家族等の経済的、精神的、肉体的負担を軽減していくため、情報提供体制の充実を図るとともに、必要な支援サービスの質と量の確保に努めます。

5 生きがいの推進

高齢者や障がい者の能力や趣味等のニーズを把握し、生きがいにつながるよう公民館や関係団体等と連携し推進します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
要介護者認定率(%) ※1	18.5	18.0未満
地域において何か活動に取り組んでいる高齢者の割合(%)	43.0	50.0
日頃から生きがいを感じ生活している高齢者の割合(%)	91.0	94.0

※1 要介護者とは、認知症や身体的な理由により介護が必要となり、要介護認定を受けている方です。

施策4 地域医療体制の充実

1 医療機関の存続と連携

町民に身近な国保診療所の存続と充実を図るとともに県立宮下病院、奥会津在宅医療センター等の地域内の医療機関との連携を図り、医療体制を整備していきます。

2 救急搬送の充実

総合病院までの搬送に時間を要する遠隔地への対応として、迅速かつ安全に搬送できる体制を整備します。

3 感染症予防対策の強化

町民が感染症に対する正しい知識を持ち、予防に努められるよう情報提供・予防体制の強化を図ります。また、予防対策を十分に行い、安心して医療機関に受診、検査を受けることができる体制・環境を整えます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
町内の医療施設数(施設)	3	3
地域の医療体制が整備されていると思う町民の割合(%)	49.0	52.0

施策5 交通安全・防犯対策の強化

1 交通安全意識の向上

子どもや高齢者に対する交通安全教室を実施し、未然に事故を防止するため安全教育を行います。また、交通安全協会などの各種団体や関係機関と連携協力し、一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通マナーが守られるよう啓発活動に取り組みます。

2 交通安全施設の整備

交通危険箇所について、カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設を計画的に整備し、安全な道路環境の確保に努めます。

3 防犯意識の向上

地域・学校・警察・各種団体等と連携して、防犯教育を実施し、町民一人ひとりの意識向上に努めます。

4 防犯設備の設置促進

地域全体で安全安心な環境づくりをすすめるため、防犯灯などの防犯設備の設置を促進していきます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値（令和7年度）
交通事故発生数（件） ※1	83	70以下
交通事故死亡事故数（件） ※2	0	0
犯罪発生数（件） ※3	9	5以下
日頃から防犯対策をしている町民の割合(%)	77.0	80.0

※1・2 警察署データ（会津坂下警察署 交通白書）

※3 警察署データ（会津坂下警察署 あいづばんげの地域安全）

施策6 火災・災害対策の強化

1 危機管理・防災意識の向上

高齢者世帯をはじめ、町民一人ひとりが人命・財産を守るため、防災訓練等を通じて危機管理・防災意識に対する意識高揚を図ります。

2 町消防団員の確保

消防団活動の役割や重要性を周知するとともに、職場の理解や安全対策等、団員が活動しやすく、負担軽減につながるような環境づくりに努めます。

3 消防・防災体制の強化

老朽化したポンプ自動車・積載車、小型動力ポンプ、防火水槽などの消防設備等を計画的に整備し機動力向上に努めます。また、関係市町村と連携しながら、広域常備消防体制の充実を図ります。さらに、災害時に迅速に対応できる施設の強化を図るとともに、安全・安心な避難生活を送ることができる環境整備に努めます。

4 火災・防災情報の周知

会津若松地方広域消防署から出される火災情報を迅速かつ確実に伝達します。また、国土交通省、気象庁、県から発表される防災気象情報等を入手するとともに、関係機関と連携し避難情報の判断基準に沿って早めに判断します。

避難情報を発令する際には、避難行動が速やかにとれるよう防災行政無線等で、迅速に町民へ周知を図ります。さらに、防災メールをはじめ、多様な媒体を活用し効果的な情報発信に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値（令和7年度）
火災発生件数(件)	3	0
柳津町防災行政メール登録者数（人）	98	300
災害時の避難所・避難場所がどこか知っている町民の割合(%)	－	100
日頃から火の取扱いに注意し、消火器や火災警報器を備えるなど、万が一の火災に備えている町民の割合(%)	89.0	90.0
家具の転倒防止や非常用食品を備蓄するなど、万が一の災害に備えている町民の割合(%)	50.0	60.0

施策7 デジタル化の推進

1 デジタル環境の充実

すべての町民がデジタル変革の恩恵を受けられるよう、デジタル環境の整備を促進します。

2 住民サービスの拡充

すべての町民がデジタル変革の恩恵を受けられるよう、デジタル情報の提供やマイナンバーカードの取得を推進します。

3 DXの推進

行政手続きのオンライン化等により利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値（令和7年度）
マイナンバーカード普及率(%)	8.9	100
情報通信ネットワークを利用している町民の割合(%)	82.0	90.0
オンライン手続取組数(件)	0	1以上

施策8 地域コミュニティの維持・活性化**1 行政区との連携支援**

集落における道普請、美化活動、伝統行事などの機能を維持していけるよう支援していきます。

2 まちづくり意識の醸成

町民の意識や意向を的確に把握し、町民との対話や共同作業の機会創出に努め、まちづくり意識の向上を図ります。

3 地域交流活動の推進

世代の異なる町民が相互に交流することで、各年代の思いや当時の様子などに触れ、町の魅力の再発見や人と人との結びつきにもつながり、こうした世代間交流を促進します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和元年度)	目標値（令和7年度）
地域づくり推進事業による補助数（件）	1	3
地域活動に参加している町民の割合（%）	91.0	92.0

資料編

1 柳津町振興計画審議会条例

昭和47年 6 月27日 条例第11号
改正

昭和48年 9 月28日 条例第20号

昭和55年 3 月18日 条例第 4 号

平成 7 年 3 月29日 条例第 1 号

平成14年 3 月20日 条例第 6 号

平成16年 9 月27日 条例第23号

平成17年 4 月20日 条例第21号

平成18年 6 月26日 条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき柳津町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ柳津町振興計画及び農村地域工業導入実施計画の作成その他工業の導入の促進に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 一般学識経験者
- (2) 関係団体の役員及び職員
- (3) 一般住民

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年9月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月18日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月20日条例第6号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月20日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年6月26日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 柳津町振興計画審議会委員名簿

【任期：令和2年9月30日～令和4年3月31日】

No.	役 職	氏 名	所 属 等	該当条項	備 考
1	会長	天野 俊彦	柳津町商工会	条例第3条 第2項第2号	
2	副会長	東 好英	柳津町区長連絡協議会	〃	
3	委員	鈴木 吉信	学識経験者	条例第3条 第2項第1号	
4	委員	若林 美智子	柳津婦人会	条例第3条 第2項第2号	
5	委員	山内 拓也	柳津観光協会	〃	
6	委員	戸倉 幹雄	柳津町農林業団体連絡協議会	〃	
7	委員	猪俣 俊晴	柳津町社会福祉協議会	〃	
8	委員	星 潔	柳津町校長会	〃	
9	委員	二瓶 伸博	柳津町体育協会	〃	
10	委員	佐藤 長八	柳津町文化協会	〃	
11	委員	田崎 誠	会津よつば農業協同組合柳津支店	〃	
12	委員	目黒 照枝	一般住民（公募委員）	条例第3条 第2項第3号	
13	委員	伊藤 喜一	一般住民（公募委員）	〃	
14	委員	田崎 祐美子	一般住民（公募委員）	〃	
15	委員	齋藤 寛	一般住民（公募委員）	〃	

（敬称略、順不同）

3 諮問書

柳 総 第 3 7 4 号
令和2年11月5日

柳津町振興計画審議会
会長 天野 俊彦 様

柳津町長 小林 功

第6次柳津町振興計画の策定について（諮問）

本町では、平成23年度から令和2年度までを計画期間とする第5次柳津町振興計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

このたび、本計画が令和2年度をもって終了することから、引き続き柳津町が目指すべき将来像や、まちづくりの基本方針を明らかにするとともに、新たなまちづくりを推進していく必要があります。

このことから、令和3年度から取り組むべき方向性を示す第6次柳津町振興計画の策定に関して、柳津町振興計画審議会条例（昭和47年6月27日条例第11号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

4 答申書

令和3年2月25日

柳津町長 小林 功 様

柳津町振興計画審議会
会 長 天野 俊彦

第6次柳津町振興計画について（答申）

令和2年11月5日付け、柳総第374号により当審議会に対して諮問のあった第6次柳津町振興計画について、本審議会において慎重に審議を行った結果、第6次柳津町振興計画（案）につきましては、適当であるとの結論を得たので答申します。

町長におかれましては、当審議会の審議過程や町民アンケート調査等で寄せられた多くの意見を尊重するとともに、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、町民との協働によるまちづくりに最善の努力をされますよう要望します。

さらに、計画策定後は、行政評価による検証を行い、改善策を検討するとともに、施策の推進にあたっては、適宜必要な見直しを実施し、実効性のある計画の進行管理に努められますよう要望します。

5 策定経過

令和元年度

月日	会議等	内容
2月20日 ～3月13日	まちづくりに関するアンケート調査	調査方法：町統計調査員による配布回収により実施 調査対象：16歳～75歳までの町民704人（無作為抽出） 配布数/回収数：663人/650人 回収率：98.0%

令和2年度

月日	会議等	内容
5月1日 ～5月29日	令和2年度住民アンケート調査	調査方法：町統計調査員による配布回収により実施 調査対象：15歳～74歳までの町民714人（無作為抽出） 配布数/回収数：687人/669人 回収率：97.4%
6月4日	第1回政策会議	・第6次柳津町振興計画策定方針について ・スケジュール
6月26日	第1回施策会議	・第6次柳津町振興計画策定方針について ・スケジュール ・まちづくりアンケートの結果について
9月1日	第2回政策会議	・令和2年度マネジメントシート（令和元年度実績評価）
9月15日	柳津町議会全員協議会	・令和2年度マネジメントシート（令和元年度実績評価）
9月30日	第1回柳津町振興計画審議会	・委嘱状交付 ・会長及び副会長の選任 ・令和2年度振興計画施策マネジメントシート（令和元年度実績の評価について） ・第6次柳津町振興計画について ・アンケート集計結果について
10月20日	基本事業設定に係るヒアリング	・第6次振興計画基本事業設定に係るヒアリング
11月5日	第2回柳津町振興計画審議会	・諮問 ・令和2年度振興計画施策マネジメントシート（今後の課題と次年度の方針について） ・第5次柳津町振興計画施策優先度評価について ・第6次振興計画の構成について
11月10日	第3回政策会議	・基本構想について ・政策体系について ・将来像（案）について
11月12日	第2回施策会議	・基本構想について ・政策体系について ・将来像（案）について
12月2日	第4回政策会議	・基本構想（素案）について ・基本計画の記載について
12月10日	柳津町議会全員協議会	・基本構想（素案）について ・基本計画の記載について
12月16日	第3回柳津町振興計画審議会	・第6次柳津町振興計画【基本構想（素案）】について ・第6次柳津町振興計画目標指標について

月日	会議等	内容
1月12日 ～1月19日	基本計画に係るヒアリング	・基本計画に係る成果指標等について
1月18日	第5回政策会議	・基本構想（素案）について
1月27日	第4回柳津町振興計画審議会	・第6次柳津町振興計画【基本構想（修正版）】について ・第6次柳津町振興計画【前期基本計画（素案）】について
2月12日	第6回政策会議	・まちの将来像について
2月17日	第7回政策会議	・基本計画について ・実施計画について ・成果指標について
2月19日	柳津町議会全員協議会	・基本構想について ・基本計画について ・審議会意見及び質疑について
2月25日	第5回柳津町振興計画審議会	・第6次柳津町振興計画【基本構想】について ・第6次柳津町振興計画【前期基本計画】について ・第6次柳津町振興計画【実施計画】について ・第2期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略について ・答申
3月10日	町議会に提案 （3月19日、原案可決）	・第6次柳津町振興計画の議決



[町の鳥・ウグイス]



[町の木・柳の木]



[町の花・桐の花]

みらい創生。 ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち

第6次柳津町振興計画

令和3年3月 発行・編集／柳津町総務課企画財政班

〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234

TEL 0241-42-2112 Fax 0241-42-3470

URL <http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/>
